

# 令和4年第2回定例会

## 新十津川町議会定例会会議録

令和4年6月8日 開会

令和4年6月10日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

## 令和4年第2回新十津川町議会定例会

令和4年6月8日（水曜日）

午前10時開会

### ◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
  - 1) 事務報告
  - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
  - 3) 例月現金出納検査結果報告
  - 4) 一部事務組合議会報告
- 第5 委員会への付託の報告
- 第6 行政報告
- 第7 教育行政報告
- 第8 報告第2号 令和3年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第9 報告第3号 令和3年度新十津川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第10 報告第4号 令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第11 報告第5号 株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について
- 第12 報告第6号 一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について
- 第13 議案第31号 新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第14 議案第32号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第15 議案第33号 新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第16 議案第34号 新十津川町税条例等の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第17 議案第35号 令和4年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）  
(内容説明まで)
- 第18 議案第36号 令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
(内容説明まで)
- 第19 議案第39号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

(内容説明まで)

第20 議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

(内容説明まで)

第21 議案第41号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

(内容説明まで)

第22 一般質問

◎出席議員 (10名)

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

◎欠席議員 (なし)

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪田謙治君
--------	-------

---

### ◎開会の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さんおはようございます。ここ数日の新聞、テレビの報道にもありますように、先週末から本町にヒグマの出没が相次ぎまして、その対応で職員の皆さまにおいては、住民生活安全確保のために昼夜を問わずご尽力いただき、大変ご苦労さまでございます。

ヒグマについて少し調べて見ますと、アイヌ文化では山の神を意味するキムンカムイと呼ばれるほど人々の生活に深く関わってきたようであります。また、北海道のホームページを確認しますと、近年、市街地に出没するヒグマが増加しており、これまであまりヒグマを身近な存在として認識していなかった方々も、ヒグマについて正しい知識を持つことが必要であるという警告の記述がありました。本町においても地域住民みんなで注意喚起をしていく必要があると思っております。

さて、今定例会からの服装については夏季軽装の対応になりますが、この件につきましてはすでにお知らせしているとおりで、こちらから特に指示することはございませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、定例会の初日は町民憲章を朗読するのが通例でございますが、これを割愛いたしまして、ただいまから令和4年第2回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） ただいま出席している議員は、10名であります。  
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の会議時間は、日程第22、一般質問を午後6時から行うため、あらかじめ延長いたします。町長以下職員の皆さん、ご対応のほどをよろしくお願いいたします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、5番、小玉博崇君。6番、杉本初美君。両名を指名いたします。

---

### ◎議会運営委員長報告

○議長（笹木正文君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。  
報告を求めます。  
西内議会運営委員長。

〔議会運営委員長 西内陽美君登壇〕

○議会運営委員長（西内陽美君） おはようございます。議長のご指示がございましたの

で、議会運営委員会報告を申し上げます。

日時は、令和4年6月3日、午前10時00分から午前10時55分まで。役場3階委員会室におきまして、議会運営委員会を開催いたしました。出席者は記載のとおりでございます。説明員として、副町長、総務課長にご出席をいただきました。

協議結果でございます。

(1) 令和4年第2回町議会定例会の会期は、6月8日から6月10日までの3日間といたしたいとしますのでございます。

(2) 日程につきましては、裏面に記載のとおり執り進めるものでございます。

(3) 付議案件は、報告5件、条例の一部改正4件、令和4年度会計補正予算2件、工事請負契約の締結2件、規約の変更3件、人事案件1件の計17件である旨、総務課長から説明を受けてございます。

(4) 一般質問の通告は、3人から4件受理してございます。

(5) 定例会における新型コロナウイルス感染症予防対策につきましては、令和3年第4回町議会定例会に準じて実施することといたしました。

(6) 請願、陳情等の受理状況につきましては、6月3日現在、請願0件、陳情9件を受理している旨、議会事務局長から報告を受けてございます。陳情1件を所管の委員会に付託してございます。

以上申し上げます、議会運営委員会報告といたします。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

---

#### ◎会期の決定

○議長（笹木正文君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、先ほど議会運営委員長報告のとおり、本日から6月10日までの3日間といたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月10日までの3日間に決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（笹木正文君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査審査報告、3番の例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、4番の一部事務組合議会報告ですが、滝川地区広域消防事務組合議会の報告は、お手元に配付のとおり出席議員から報告書が提出され、資料が所定の棚に保管されていることから、それを報告に代えさせていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

---

### ◎委員会への付託の報告

○議長（笹木正文君） 日程第5、委員会への付託の報告を行います。

陳情等の委員会付託について、私から報告いたします。

本日までに受領した陳情等につきましては、お手元に配付した陳情等文書表のとおり、所管の委員会に付託いたしましたので報告をいたします。

---

### ◎行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第6、行政報告を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、令和4年第1回定例会以降における行政報告を申し上げます。

最初に議長からも冒頭、お話がありましたけれども、ヒグマの出没対応について報告をさせていただきます。口頭でさせていただきたいと思っております。

新聞、テレビ等でご承知のとおり6月3日午前11時15分頃、弥生区内にある工業団地付近でヒグマが目撃され、ただちに対策本部を設置し、町職員による監視体制をしいて警戒に当たっておりますけれども、6月5日午後7時頃出雲大社と滝新橋中間地点で、また、6月6日午前7時頃に弥生排水機場付近で、さらには、6月7日、昨日ですけれども、朝の午前5時頃に石狩徳富河川緑地公園ソフトボール場付近でヒグマの存在を確認されております。したがって、この3日から7日まで5日間のうち、4回を目撃となっており、注意喚起を含め、住宅地付近の距離であるということから、現在も早朝の4時45分から日没後の19時30分まで巡視をし、警戒に当たっております。

少し詳細を申し上げますと、目撃情報や撮影された写真から判断をすると、ヒグマの体長は120センチから150センチくらいの若い成獣と考えられます。また、市街地近郊のヒグマの足跡情報などから推測すると、川沿いをたどって市街地にやってきたのではないかと推察いたします。最初に目撃された3日から今朝までに町職員述べ105人が昼夜を問わず警戒に当たり、目撃現場の監視、堤防付近のパトロール、防災無線での注意喚起に当たったところであります。

また、安全・安心推進協会の協力を得て、行政区内のパトロール、猟友会や町内駐在所員はもとより、滝川警察署の協力、民間の赤外線ドローンによる上空からの確認など、関係機関の協力を得ながら町民の安全を第一に考え、でき得る監視体制をとるとともに、小中学校等の臨時休校やごみ回収の中止など、安全対策を講じたところであります。

このように市街地付近で確認された多数の目撃情報をもとに、昨夜北海道から今年度から運用開始となったヒグマ注意報を本町、隣り町の滝川市、砂川市の2市1町に発出したと連絡が届いたところであります。

昨日までに市街地の河川敷2か所にヒグマ用の箱罠を設置いたしましたので、引き続き、住民に河川敷に下りていかないよう注意喚起をしながら捕獲に努めるとともに、ヒグマの動向や市街地から離れたことを確認する手段として、無人監視カメラの設置を検討しているところであります。

また、これまでヒグマが市街地に出没することは想定しておりませんでした。侵入を

未然に防ぐため、今後、人の集まる石狩徳富河川緑地公園の散策路付近の草刈りを実施するほか、特殊な音波でヒグマを寄せ付けない機械装置を複数台購入すべく検討をしているところであります。

これまでのヒグマ出没の状況として口頭で報告をさせていただきます。

次に、お手元に配付をいたしました行政報告について何点か特質的なことを付け加えさせていただきます。

最初に総務課の関係であります。

1 ページの下段で地域公共交通でありますけれども、4月1日から運用を開始した地域公共交通につきましては、5月31日までの2か月間において、6路線で延べ2,719人の利用があり、予約を伴う4路線での平日の運行率は、平均で49.3パーセントとなっております。

また、バスロケーションシステムの導入により、バスの位置情報をスマートフォンアプリで閲覧できるとともに、役場バス待合所のサイネージでも確認ができることになってございます。

続きまして、2 ページであります。

定住促進対策事業の令和3年度実績は、新築住宅27件、中古住宅1件の取得に対する申請があり、世帯人員にすると96人が本制度で定住したことになり、うち中学生以下のお子さんは38人という人数でございました。

町内に親が居住する場合の奨励金加算は15件で、うち町外からの転入は6件でありました。

なお、定住された96人のうち、町外からの転入者は54人、うち中学生以下のお子さんは23人ということでした。

次、3 ページの上段、まちづくり懇談会であります。

町民の皆さんと直接、意見交換をさせていただき、まちづくり懇談会を5月30日から6月30日まで、行政区や町内の団体、子育て世代の皆さまなどを対象に全8回実施いたします。既に、第1回目、5月30日、みどり区において実施をしております。

新型コロナウイルスの影響により3年振りの開催となる懇談会は、参加をいただいた皆さまから広く意見や要望などを聴くことを重視した内容として開催をしているところでございます。

続きまして、4 ページ、会計課の関係でございます。

令和3年度の会計閉鎖であります。令和3年度各会計につきましては、5月31日に会計閉鎖をいたしました。一般会計の歳入総額は81億2,686万9,348円、歳出総額は76億5,460万833円、歳入歳出差引額は4億7,226万8,515円となりました。

繰越明許費の一般財源と既収入特定財源分8,328万2千円を差し引き、実質収支額3億8,898万6,515円のうち1億9,898万6,515円を地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金に積み立て、残りの1億9,000万円を令和4年度に繰り越しました。

これにより全基金の現在高は71億9,408万3,099円となりました。

また、収入未済額は、町税、公営住宅使用料などを含め、全会計で945万3,036円であります。

次に、住民課の関係であります。

6 ページをお開き願います。

環境衛生と塵芥処理の関係でありますけれども、7 ページの上段から説明を加えさせていただきますと思います。

5 月 9 日から新たに子育て支援センターと保育園の敷地内に、おむつ回収ボックスを設置いたしました。5 月 31 日現在の回収実績は、2 か所を合わせて 20 リットルの袋で換算をし 13 袋でありました。

また、この設置に伴い、おむつ回収ボックスの愛称を町の広報や町のラインで募集をし、選考した結果、おむつポイポイというかわいらしい愛称に決定をいたしました。

また、6 月 1 日から、ごみ出しにおける利便性の向上やごみの減量化のため、一番小さなサイズとなる 1.5 リットルの生ごみ袋の販売を町内の 16 店舗で開始をいたしました。

次に、町税等であります。

令和 3 年度収納状況は、現年度分町税 5 税合計の収納率が 99.93 パーセントであり、前年同期と比べ 0.06 ポイントの増加となりました。滞納繰越分については、0.6 パーセントで、前年同期と比べ 6.43 ポイントの減少となります。

続きまして、8 ページ、保健福祉課の関係であります。

9 ページの生活保護の関係でありますけれども、5 月 31 日現在の受給世帯は 57 世帯 76 人であり、前年同期と比べ 5 世帯の減、人数は 9 人の減となっております。

続きまして、12 ページ、産業振興課の関係でございます。

13 ページの農業被害でありますけれども、4 月下旬の強風によりビニールハウスが破損する被害が 17 件発生いたしました。被害を受けたビニールハウスの廃プラスチック処理料は、後ほど町で負担をし、農家の負担軽減に努めていきたいと考えているところであります。

スマート農業の関係であります。スマート農業技術の普及を促進し、持続可能な農業、農村を構築するため、令和 4 年 3 月 29 日に株式会社クボタ、株式会社北海道クボタとスマート農業連携協定を締結したところであります。

協定に基づく事業の第 1 弾として、4 月 26 日にロボットトラクタ見学会を開催し、最新のトラクターによる自動走行の実演を 85 人の参加者が見学したほか、農業高校の生徒 22 人がトラクターに乗り込み、自動走行を体験いたしました。

また、5 月 12 日には、水稻の春作業を省力化する技術であるドローンを使った水稻の播種実証試験を行いました。

スマート農業機械の導入を支援する次世代農業推進補助に係る 5 月 31 日現在の申請件数は、GPS 機能付き田植機購入補助 4 台、これまでの累計補助台数は 67 台、ドローンの購入補助 5 台で、これまでの累計補助台数は 77 台、自動操舵補助システムの補助は、今年度 7 台で累計で 17 台となっております。

続いて、14 ページからの緊急経済対策でございます。

コロナ禍のいろんな経済に及ぼす影響があることから、第 1 弾として、宿泊施設利用促進助成事業、第 2 弾として、飲食業のクーポン券の発行事業を 3 期に分けての第 1 期目を 6 月 10 日からスタートしております。そして、第 3 弾は、宿泊業の経営継続緊急支援事業ということで、合計額 1,596 万円が助成されたところであります。

次に、建設課の関係であります。



16ページをお開き願います。

徳富川ラブリバー推進協議会主催による石狩徳富河川緑地周辺の清掃及び花植え事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開会式を行わず分散開催とし、5月26日に実施をいたしました。13団体106人が参加し、合計約20キログラムのごみの回収、さらには、2,000本の花の苗が植えられたことで、より潤いのある水辺空間の創出が図られたところであります。

庁舎の建設事業で整備を進めておりました外構工事その2は、5月30日で工事が完成いたしました。平成31年から始まりました庁舎建設事業が無事に完了したことを祝い、6月20日に役場前バスターミナル広場などにおいて、庁舎完成記念式及び記念コンサートを開催するところでございます。

以上、令和4年第1回定例会以降における行政報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

---

### ◎教育行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第7、教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、令和4年第1回定例会以降における教育行政報告を申し上げます。

最初に教育委員会関係でございますが、3月定例会以降3回の定例教育委員会を開催しております。

3月25日の定例会におきましては、報告7件、議案6件について審議いたしました。

議案第4号、新十津川町青少年文化スポーツ活動助成金交付規則の一部改正について及び議案第5号、新十津川町スポーツ指導者等資格登録料助成金交付規則の一部改正についてでございますが、この両議案につきましては、本年3月の町議会定例会で予算議決をいただきました、子どもたちが文化やスポーツに取組みやすくなるよう、活動費の助成を増額し環境づくりを推進すること、併せて、少年団の指導者を確保するため、指導者資格に係る受講料やテキスト代の助成拡大の内容の変更に係る規則の一部改正について教育委員の議決をいただきました。

4月22日の定例会におきましては、報告7件について審議いたしました。

報告第23号では、平成30年度に策定した新十津川町立学校における働き方改革推進計画を学校における働き方改革北海道アクションプランの改正を踏まえて、コロナ禍など現下の状況に応じた本町の計画案の一部改正について報告をいたしました。

続きまして、5月30日の定例会におきましては、報告8件、議案3件について審議いたしました。

2ページをお開きいただきまして、議案第11号では、本町議会に上程する新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、施設の使用内容及び使用料の見直し案について協議いたしました。

続きまして、小中学校関係ですが、まず、ここには記載しておりませんが、2月から3月にかけてオミクロン株による児童、生徒の新型コロナウイルス感染者が増え、クラス

ター防止のため学校医や滝川保健所の指導を仰ぎ、小学校では延べ7クラスの学級閉鎖、また、学年閉鎖は6年生を除く各学年で1回から2回実施いたしました。また、中学校においても、1年、2年生の学年閉鎖を各1回行いました。

次に、6月1日現在の在籍児童生徒数についてでございますが、小学校では324人、中学校では151人、合計475人で前年対比7人の増となっております。

学級数は、小学校の特別支援学級で前年同期と比較して、知的学級と情緒学級が各1クラス増え6学級となりました。また、教職員は、知的学級の児童が増えたため2人増となり、更にきめ細やかな指導の充実を図るために町費の支援員を1人増員し、特別支援の教職員が3人増となり、小学校においては教職員が合計40人となっております。

続きまして、小学1年生から3年生までを対象とした運動会を5月31日に開催いたしました。新型コロナウイルス感染症対策として、昨年を引き続き、学年ごとの分散開催いたしました。初めての運動会となる1年生は、50メートル走や団体競技の玉入れの種目で力いっぱい頑張っておりました。

また、4年生から6年生の運動会につきましては6月6日に開催予定でありましたが、市街地に熊が出没したことによる臨時休業としたことから延期となりました。

3ページに移りまして、中学校では、3年生が修学旅行で5月11日から13日までの3日間、東北地方の宮城県に行きました。仙台市の震災遺構の荒浜小学校や名取市の震災復興伝承館での語り部学習、また、今年は初めて東北福祉大学に出向き、学生と防災ワークショップを行い、震災学習を行いました。

次に、新年度に入りまして、4月7日に小中学校の入学式を行い、小学校は61人、中学校は52人が新しい学校生活のスタートを切っております。

また、ヒグマ出没に伴い6月6日と7日の両日、小中学校ともに子どもたちの安全を確保するため臨時休業といたしました。なお、今日から保護者の送迎により学校を再開しております。当面、学校では送迎する保護者の事情等に配慮して、午前7時からの時間前登校及び午後6時までの学校内延長待機措置を取っております。

次に、全国学力・学習状況調査を小学6年生と中学3年生を対象に4月19日に実施いたしました。対象教科は、国語、算数、中学生については、数学と理科の3教科となっております。

4ページをお開き願います。

小学校特別クラブの加入状況でございますが、合唱が10人、獅子神楽が17人、スクールバンドが28人で、3年生以上の希望者をもって活動が開始されております。

続きまして、中学校の部活動の加入状況でございますが、生徒の80パーセントにあたる120人が部活動に加入しております。これから行われる北空知大会、全空知大会に向けて、生徒が現在一生懸命練習に励んでおります。

また、中体連前の6月19日にスポーツセンターでNHK北海道スポーツワンデー卓球教室を開催し、全日本や世界選手権で活躍された藤井寛子さんを招いて、中学校の卓球部や卓球少年団に実技指導をしていただきます。

続きまして、教育関係団体の役員構成ですが、PTA連合会の役員でございます。会長には、新小PTA会長の吉田哲也氏が選任されました。

学校教育関係であります。今年も4月19日に文京区、中央区の皆さん、新十津川農業

高校の生徒やボランティア団体の方により、道道学園新十津川停車場線と西2線の植樹柵にマリーゴールドやサルビアの花を植えていただき、児童、生徒が毎日通学する通学路の環境整備をしていただきました。

5ページに移りまして、農業高校関係ですが、4月11日に入学式を行い32人が入学いたしました。そのうち新中出身者は2人となっております。

続きまして、給食センター関係でございますが、地産地消として、5月26日と6月1日に雨竜町と本町産のグリーンアスパラを学校給食に提供いたしました。

社会教育関係でございますが、5月18日に第1回社会教育委員の会を開催し、冒頭、私より委員に委嘱状を交付いたしました。委員長に奥芝彰子氏、副委員長に川野名秀氏が、それぞれ再任となりました。

また同日、第1回第8期社会教育実施計画策定委員会を開催し、計画策定の骨子やスケジュールについて協議いたしました。なお、計画は、令和5年2月に策定予定となっております。

6ページをお開き願います。

とっぷ子どもゆめクラブ発会式が5月14日に行われ、51人の小学生が入会し、活動を始めております。一昨年と昨年の2年間活動の中止という形になってございましたので、子どもたちは久しぶりに紙飛行機作りを行い、楽しい時間を過ごしておりました。

続きまして、7ページに移りまして、卓球少年団ですが、5月の14日に全農杯2022北海道卓球選手権大会兼全日本予選会が深川市で行われ、新十津川小学校2年生の加藤祐貴さんが、小学2年生以下のバンビの部に出場し26人中6位に入賞し、7月28日に兵庫県神戸市で開催される全国大会に出場いたします。

次に、開拓記念館の関係でございますが、5月1日にオープンいたしました。管理につきましては、とっぷ子どもゆめクラブに委託し、昨年まで月曜日、火曜日の週2日間休館日としていたしましたが、来館者が来館しやすいよう今年度から月曜日のみの休館として運営しております。

また、ふるさと公園の屋外体育施設は4月29日にオープンしてございます。

続きまして、社会教育施設における令和3年度の利用状況であります。農村環境改善センターは、改修工事による閉鎖となりましたので、利用人数は大幅に減少しております。一方、改善センターが利用できないことや滝川市の文化センターのホールの閉鎖などにより、総合福祉センターの利用者が前年対比2,085人、使用料で63万800円増加いたしました。

その他の屋内外体育施設などにおきましても、新型コロナウイルス感染防止対策のために施設の閉館をいたしましたので、利用者数及び使用料は総じて減少いたしました。

続きまして、ふるさと学園大学の関係でございますが、熊田町長、笹木議長のご臨席のもと、5月17日に入学式を挙行してございます。入学者は、昨年多くのカリキュラムが中止となったことや学生の高齢化により、昨年度より37人少ない85人となりました。

9ページに移りまして、ゆめりあ部会ですが、8部会、会員132人により記載のとおり活動が行われております。ウィズコロナの状況でございますが、会員の皆さまが毎週ゆめりあで楽しく活動を行っている状況でございます。

続きまして、図書館関係でございますが、利用状況につきましては、ほかの公共施設同様、新型コロナウイルス感染防止のため臨時休館をいたしましたので、貸出冊数5万

6,078冊で、前年対比7,290冊の減、貸出人数8,257人で前年対比1,741人の減となりました。  
続きまして、10ページに移りまして、すまいるあっぷに併せて配本サービスを行って  
ございます。3月には青葉区と花月区で、今年度に入り4月には、大和区で各1回実施いた  
しました。

以上申し上げまして、令和4年第1回定例会以降における教育行政報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

---

◎報告第2号の上程、報告、説明及び質疑

○議長（笹木正文君） 日程第8、報告第2号、令和3年度新十津川町一般会計繰越明許  
費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました報告第2号、令和3年度新十津川町  
一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製し、報  
告をする。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、ご承認賜りたくよろし  
くお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 寺田佳正君登壇]

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました報告第2号、令和3  
年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、内容の説明を申し上げま  
す。

本件につきましては、令和3年度予算において繰越明許費の議決をいただいたものにつ  
いて、令和4年度に繰り越しをいたしましたので、その報告をさせていただくものでござ  
います。

議案の3ページをご覧ください。

はじめに、2款総務費関係です。

1項総務管理費、総合行政システムサーバ更新事業、金額、翌年度繰越額ともに5,775  
万円、財源は、すべて一般財源で、更新作業を進めておりますサーバが年度内の納品とな  
らないことによる繰越となっております。

次に、3項戸籍住民登録費、総合行政システム管理事業は、金額、翌年度繰越額ともに  
937万円、未収入特定財源は、国道支出金270万1千円で、マイナンバーカード所有者の転  
出、転入手続きのワンストップ化システム改修事業などの繰越となっております。

次に、8款土木費関係でございます。

1項土木管理費、農業集落排水事業特別会計繰出金、金額、翌年度繰越額ともに7万円、

財源は、すべて一般財源。

同じく4項都市計画費、下水道事業特別会計繰出金は、金額、翌年度繰越額ともに27万4千円で、財源は、すべて一般財源です。

2事業とも、それぞれ特別会計の事業繰越に伴い必要となる繰出金を繰り越すものでございます。

次に、4項都市計画費、新十津川駅跡地整備事業は、金額、翌年度繰越額ともに2,500万円、財源は、既収入特定財源1,000万円で国の交付金となります。未収入特定財源は、町債で1,350万円、一般財源は150万円となります。

内容でございますが、駅跡地整備事業として進めております公園整備について、社会資本整備総合交付金の年度間調整があったため繰越の手続きを行ったものでございます。

次に、9款消防費、1項消防費、農業用排水施設管理事業は、金額、翌年度繰越額ともに2,264万円、未収入特定財源は、国道支出金1,562万1千円、一般財源701万9千円で、事業内容は、弥生排水機場の主原動機及び主ポンプ等分解整備が事業内容となります。国の補助金が追加交付となりましたので繰越の手続きを行ったものでございます。

合計いたしまして、金額、翌年度繰越額ともに1億1,510万4千円、既収入特定財源1,000万円、未収入特定財源は、国道支出金1,832万円2千円、町債1,350万円、一般財源7,328万2千円でございます。

以上、令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書の内容説明とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号、令和3年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎報告第3号の上程、報告、説明及び質疑

○議長（笹木正文君） 日程第9、報告第3号、令和3年度新十津川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました報告第3号、令和3年度新十津川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、ご承認賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ただいま上程いただきました報告第3号、令和3年度新十津川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、内容の説明を申し上げます。

本件につきましては、本年の第1回定例会において繰越明許費の議決をいただいたもので、令和4年度に全額繰り越しの措置を行いましたので報告させていただくものでございます。

議案書7ページをご覧ください。

1款下水道費、1項下水道整備費、公共下水道整備事業、金額、翌年度繰越額ともに43万円、財源は、既収入特定財源17万2千円、一般財源25万8千円で、収入済みの特定財源は国の交付金となっております。

内容でございますが、駅跡地整備事業として造成しております宅地への公共柵設置工事について、交付金の年度間調整があったため繰越の手続きを行ったものでございます。

同じく、1款1項下水道整備費、石狩川流域下水道建設費負担金は、金額、翌年度繰越額ともに171万6千円、財源は、町債170万円、一般財源1万6千円でございます。

内容でございますが、奈井江浄化センターの中央監視設備の工事が、年度内に完成しない状況となったため繰越の手続きを行ったものでございます。

以上、令和3年度下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号、令和3年度新十津川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

◎報告第4号の上程、報告、説明及び質疑

○議長（笹木正文君） 日程第10、報告第4号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました報告第4号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、ご承認賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ただいま上程いただきました報告第4号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、内容の説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年第4回定例会において繰越明許費の議決をいただいたもので、令和4年度に全額繰り越しの措置を行いましたので、報告させていただくものでございます。

議案書11ページをお開きください。

1款農業集落排水事業費、1項下水道維持費、農業集落排水施設維持管理事務、金額、翌年度繰越額ともに2,834万円、財源は、国道支出金1,417万円、町債1,410万円、一般財源7万円でございます。

内容でございますが、花月地区農業集落排水処理場の機能強化工事、機械、電気設備の更新工事に係る補助金の追加内示があったことから、これを繰越して執行するために繰越の手続きを行ったものでございます。

以上、令和3年度農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

ここで、11時5分まで休憩といたします。

（午前10時55分）

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

（午前11時05分）

---

◎報告第5号の上程、報告、説明

○議長（笹木正文君） 日程第11、報告第5号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました報告第5号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告する。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、ご承認賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました報告第5号、株式会社新十津川総合振興公社令和3年度第49期事業報告収支決算についてご説明を申し上げます。

お手元の令和3年度第49期事業報告書によりまして、ご説明を申し上げます。

まず、1ページをお開き願います。

そこに事業報告が記載されてございますが、これにつきましては、記載のとおりでございます。

なお、監査についてでございますが、従前、年2回の監査の実施としておりましたが、令和3年度から年6回の監査の実施というふうに参加していただきまして、監査体制の強化を図ってございます。

続きまして2ページ、業務の執行状況をご覧いただきたいと思います。

1、特産品販売事業ですが、売上高は3,974万1千円、費用2,913万1千円となり、差引き1,061万円の利益となっております。

（1）は、ゆうパックのカタログ販売でございます。

（2）は、ふるさと納税返礼品発送ですが、振興公社発送分をここに記載してございます。

合計で2,547件、昨年から1,472件の減少となっております。スイートコーンホワイト、メロンの件数が大きく減少してございます。

ふるさと納税業務全体売上額といたしましては1,724万5千円で、返礼品に係る部分の売上は1,339万3千円、昨年から約710万円の減少となっております。

3ページ、（3）展示販売等でございますが、昨年に引き続きコロナウイルスの影響により2回の開催にとどまっております。

（4）物産館事業ですが、新商品としてお米シロップを活用したかりんとうを商品化し、8か月で約800袋を販売いたしました。お米シロップは、240グラム瓶1,290本を販売いたしました。

2の物産館レストラン事業につきまして、コロナ禍における支援をいただきながら運営をし、売上高786万8千円、費用702万円で、差引84万8千円の利益となっております。

次に3、加工事業ですが、新型コロナの影響により各部門の売上減少が回復せず、売上高3,668万4千円、費用4,706万3千円となり、差引き1,037万9千円の損失となっております。



(1) の熊笹加工では、販売品製造に必要な原量は確保してございます。

(2) の加工センターの主力加工品であるメロン果肉加工は、令和4年度上旬に果肉、ピューレ、果汁として出荷を予定しございます。

(11) のお米シロップは、業務用で125キログラム、240グラム瓶で1,391本を製造いたしました。業務用は、セイコーマートで販売したパンに活用いただいております。

次に4ページ、4、宿泊施設事業です。

サンヒルズサライとヴィラトップの2施設を合わせた売上は8,230万円、費用9,643万7千円で、差引1,413万7千円の損失となっております。一昨年の2月からコロナ禍により大幅に売上が減少してございますが、国、道、新十津川町、商工会の直接的、間接的な支援をいただきながらサービス品質を落とすことなく、お客様に満足していただけるサービスの提供に努め、インターネット予約サイトの口コミ評価で5段階評価のうち4.4から4.5の評価をいただいているところでございます。

また、自社ホームページを昨年8月リニューアルをし、12月から自社ホームページによる予約が、前年同月比で3倍程度増えてございます。

7ページ、8ページに貸借対照表、損益計算書を添付してございます。

各部門の状況につきましては、今ほど申し上げましたので全体額のみ申し上げます。

8ページ一番下の表、事業別差引収益（営業利益）の表の計の欄、売上高2億946万6,969円、費用2億2,396万2,356円、差引利益マイナス1,449万5,387円でございます。

営業利益⑤の方になりますが、マイナス1,449万5,387円がございまして、この営業利益に営業外収益642万7,098円を加え、マイナス806万8,289円が経常利益となります。

営業外収益の雑収益は、雇用調整助成金約345万円、商工会からの支援金183万円、積立保険の解約返戻金73万、特定求職者雇用開発助成金40万円が主なものでございます。

当期の利益は、マイナスの825万289円となります。

剰余金の処理といたしまして、9ページ一番下の剰余金の処分に関する資料を掲載してございます。

当期純利益マイナス825万289円を前年度繰越利益剰余金に加えた2,711万1,962円を次年度に繰越すことといたします。

次にページを戻っていただいて、7ページ、貸借対照表をご覧願いたいと思います。

資産の部、2、固定資産につきましては、合計421万9,269円でございます。

3、投資その他資産として511万円で、内訳といたしましては、金滴酒造に500万円、滝川酒販協同組合10万円、北門信用金庫1万円でございます。

資産の部合計8,771万7,395円でございます。

次に負債でございます。

流動負債合計1,060万5,433円で、(2)未払金はパート従業員の3月分賃金でございます。(4)預かり金は所得税でございます。

固定負債でございますが、運転資金としまして3,000万円を令和2年6月にセーフティネット4号による借入れをしてございます。

次に純資産の部、1、資本金2,000万円で、2、利益剰余金は、先ほどの3年度の純利益と2年度以前の繰越金を加えた2,711万1,962円がございまして、負債の合計と純資産の合計が8,771万7,395円で資産の部の合計と一致をしてございます。

以上、株式会社新十津川総合振興公社令和3年度第49期事業報告収支決算のご説明とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

以上で報告第5号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

◎報告第6号の上程、報告、説明

○議長（笹木正文君） 日程第12、報告第6号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました報告第6号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告する。

なお、内容につきましては産業振興課長より説明申し上げますので、ご承認賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

[産業振興課長 小松敬典君登壇]

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、報告第6号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告を申し上げます。

お手元の令和3年度第10期事業報告書に基づき、ご説明申し上げます。

初めに、1ページをお開きください。

1の農地中間管理事業につきましては、農地中間管理機構を利用した賃借が1件ございました。

2の多様な担い手育成支援事業の農業次世代人材投資事業では、2件の事務手続きを行いました。その中で、総進区内の5年目で最終年となる1組のご夫婦の方には、産業振興課や農協、農業委員会などで結成するサポートチームによって経営が軌道に乗るようにアドバイスを行ってまいりました。

また、担い手への助成事業については、住宅賃貸助成が2名、農用地賃借料助成1名、ドローン免許助成が13名で、このドローンにつきましては、平成30年度に助成制度を開始してから延べ107名の方が、この制度を利用して免許を取得したところでございます。

令和3年度中に認定した農業後継者は3名となっております。

次に、3の修得センター事業につきましては、指定管理を受け3年目の年となり、常勤職員4名で運営しております。

ミニトマトにつきましては、サントリーとの契約栽培により安定的な販売単価となっておりますが、昨年は異常高温により前年と比較して5トン収穫量が減ってしまいました。

次のページに移っていただき、椎茸栽培につきましては、8月下旬に菌床を開封し3月末まで収穫をしてまいりました。収量は約11tと計画をしていた収量に達しましたが、製品率が悪く販売額としては、当初の計画に達することができませんでした。

修得センター単体では、ミニトマトと椎茸の販売額の減少及び灯油代の高騰も重なり2,434千円ほどの赤字決算となってしまいました。

4番の中山間の事務委託は、昨年同様8集落から業務の受託を受けております。

また、5番の農作業人材マッチング事業は、農家からの登録が4件、そして、働いてみたいとする方からの登録が1件で、その1件がマッチングに成功したところでございます。

続いて、第10期決算についてご説明いたします。2枚めくっていただきまして、4ページの貸借対照表をお開きください。

資産の部、1、流動資産の未収金につきましては、3月の椎茸の売上分となっております。

2の固定資産の建物付属設備で37万円ほどの増加は、修得センターのビニールハウス6棟にビニール自動巻上装置を設置したことによる増加分。減価償却累計額のマイナス増は、先ほどの自動巻上装置の償却額が増加したことによるものでございます。

資産合計として888万2,493円。

次に負債の部、未払費用は、3月分の人件費と保険料になります。また、未払消費税は修得センターが3年目となり、令和3年度から消費税を納めることになりましたので、69万7,300円となっております。

負債合計では235万5,608円となりました。

正味財産では、町と農協の出資金は基金として500万円保管しているものの、先ほどの修得センターの赤字が響き、202万4,061円の目減りがありまして、正味財産合計では652万6,885円となっております。

次に、正味財産増減計算書と、その次の7ページの損益計算書の総括表につきましては割愛をさせていただき、8ページの損益計算書の収入内訳の詳細から説明をさせていただきます。

まず上段、ローマ数字のⅠの公益事業収入では、2番の運営費負担金収入の決算額564万9千円で、町7割、JA3割分の町7割分の負担として298万9千円と今年の春に町所有のトラクターが故障してしまいましたので修繕料137万9千円、こちら合せて436万8千円が町の負担となっております。

公益事業収入合計で564万9,125円となっております。

公益事業収入は、令和2年度まではプロパー職員の人件費を負担金の中で見ておりましたが、令和3年度から町職員を配置したこともあり、町の負担は今年の930万円から大幅に減少してございます。

次に、ローマ数字のⅡ、収益事業収入では、修得センターの収入としてミニトマトや椎茸の生産物販売収入として1,780万280円。メロン、ミニトマトなどの育苗品の販売収入として1,034万2,643円。そのほか、国からの持続化給付金や高齢者を雇用した場合に給付される雇用開発助成金など、収益事業全体で3,121万9,083円となりました。

収益事業収入を昨年と比較いたしますと、販売するミニトマトが異常高温のため収穫量が減り、売上が320万円ほど減ってしまいました。加えて、持続化給付金や経営継続補助

金など国からの補助金も前年度より減ったため、収益事業全体で640万円ほどの減少となっております。

繰越金の262万4,732円と合せて収入合計3,949万2,940円となっております。

次に、9ページの支出の内訳表になります。

はじめに、公益事業の多様な担い手育成経費としては、様々な助成制度の中でドローン免許助成が13名分、農地賃借料支援が2件分、住宅賃借料支援が2件分に助成してございます。

公社運営事業としては、昨年春まで勤務していた場長が今年の春に退職されましたので、後任場長の養成期間3か月を経て7月から新たな場長が就任となりましたので、7月以降の場長の給料、社会保険料を公社運営経費として執行してございます。

修繕料は、トラクターの修繕費用137万9千円がかかってしまいました。その他として事務費、税理士費用、法人税などの租税公課費となります。

次に、10ページの収益事業会計の支出内訳になります。

1番の修得センターについては、場長以外の常勤職員2名分の給料、手当、社会保険料及び夏場の臨時職員賃金などの人件費として1,110万円。資材、種苗費、肥料、農薬などの消耗品費として958万円。燃料費263万円。その他、椎茸の農協選果手数料など、手数料として508万円となっております。

2番の中山間事業は、町内10集落のうち8集落の経理事務などを公社で行っているための事務経費となっております。

収益事業の支出合計は3,889万2,269円となっております。

10ページ下段の収支になりますが、公益事業の収支は192万円のプラス。反面、収益事業につきましては、修得センターの経営をけん引していたミニトマトの収穫量が確保できませんでしたので133万円ほどの赤字となっております。差引き60万671円の収支のプラスとなっております。

以上、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況のご報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

以上で、報告第6号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎議案第31号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第31号、新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第31号、新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について。

新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

最近における物価の変動に鑑み、新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等に要する費用の公費負担に係る限度額を引き上げるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては選挙管理委員会書記長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 寺田佳正君登壇〕

○選挙管理委員会書記長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました議案第31号、新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、内容のご説明を申し上げます。

この度の改正は、今ほどありましたように、最近における物価の変動等に鑑みまして、公職選挙法施行令に規定されております選挙運動用自動車の使用、ビラ作成等に係る公費負担限度額が引き上げられましたので、同施行令に準じて単価を定めております本条例について、単価の改正を行いたいとするものでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきますが、お手元に配付しております新旧対照表も併せて参照いただきますようお願い申し上げます。

はじめに、新旧対照表1ページをご覧ください。

第4条は、選挙運動用自動車の使用に係る公費負担額で、町は、候補者が締結した有償契約の相手方に、各号の区分に応じまして費用を支払う旨を定めておりまして、今回の改正は、第2号の改正となります。

第2号は、一般運送契約以外の場合、いわゆるレンタカー方式の場合でございまして、ア、自動車の借入れについて、日額1万5,800円の限度額を1万6,100円に引き上げるもの、イは燃料代で、日額7,560円を7,700円に引き上げるものです。

次に、第8条は、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額で、1枚当たりの作成単価限度額を7円51銭から7円73銭に引き上げるものでございます。

3ページになります。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額の改正で、現行では、1枚当たり単価525円6銭にポスター掲示場の数を乗じ、これに6万4,200円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額がポスター作成単価の上限額となりますが、単価をそれぞれ541円31銭、6万8,900円に改正するものでございます。

本町における直近の選挙でのポスター掲示場の数は26か所ですので、1枚当たりに換算いたしますと、現行2,995円の上限額が3,192円となります。

議案にお戻りいただきまして、附則でございます。

第1項は、施行期日で、公布の日から施行することを規定。

第2項は、経過措置規定で、この条例の施行の日以後、その期日を告示される新十津川町議会議員又は新十津川町長の選挙から適用することとしてございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第31号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第32号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第32号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第32号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について。

新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

20ページの下段をご覧くださいと思います。

提案理由でございます。

国民健康保険税について、税率等の見直し及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う課税限度額の改定を行い、国民健康保険事業の適切な運営を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては住民課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ただいま上程いただきました議案第32号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

主な改正内容といたしましては、地方税法の一部が改正されたことに伴う改正及び4方式から3方式に代わる過程において、資産割を令和8年度までにゼロとするために税率を見直す内容となっております。5月16日に開催いたしました国民健康保険税審議会での審議を経て、今回、改正を行いたいとするものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表によりご説明を申し上げますので、ご覧願いたいと思います。

5ページをお開きください。

まず、第2条につきましては、課税額の算定方法と課税限度額の規定で、第2項では法改正に伴い改正された地方税法施行令の規定に基づき、基礎課税額の限度額を現行の63万円から65万円に改めるものでございます。

第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額の限度額を現行の19万円から20万円に改めるものでございます。

次に、5ページ後段をご覧ください。

第3条から第9条の3までは基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の算定方法について、それぞれ所得割、資産割、均等割、平等割の4区分にて規定し

てございます。

まず、第3条から第5条の2までにつきましては、基礎課税額について規定してございます。

第3条第1項は所得割額について、基礎控除後の総所得金額等に乗ずる割合を100分の9から100分の8.5に改めることとしております。

6ページに移りまして、第4条は、資産割額について、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分に乗ずる割合を100分の40から100分の20に改めることとしております。

第5条は、被保険者均等割額について、1人当たり2万9,000円から2万8,000円とするものでございます。

第5条の2は、被保険者に係る世帯別平等割額について、第1号は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で2万9,000円から2万8,000円に、第2号は特定世帯で1万4,500円から1万4,000円に、第3号は特定継続世帯で2万1,750円から2万1,000円とするものでございます。

次に、第6条から第7条までは、後期高齢者支援金等課税額の算定方法について規定したものでございます。

第6条は、所得割額について、基礎控除後の総所得金額等に乗ずる割合を100分の1.5から100分の2.1に改めることとしております。

7ページをご覧ください。

第7条は、資産割額について、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分に乗ずる割合を100分の7から100分の3.5に改めることとしております。

次に、第8条から第9条までは、介護納付金課税額の算定方法について規定してございます。

第8条は、所得割額について、基礎控除後の総所得金額等に乗ずる割合を100分の1.2から100分の1.4に改めることとしております。

第9条は、資産割額について、土地及び家屋に係る部分の額に乗ずる割合を100分の8から100分の4に改めることとしております。

8ページをお開きください

第21条第1項は、国民健康保険税の低所得者等に係る軽減措置に関する規定で、納税者への課税額はそれぞれ規定した金額を差し引いた後の医療分、支援金分の合算額とし、限度額以上の課税は行わないとする規定でありまして、限度額改正に伴う改正でございます。

9ページ中段の第1号は、7割軽減措置に関する規定でありまして、アでは均等割額を2万300円から1万9,600円に改め、イでは平等割額について、(ア)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を2万300円から1万9,600円に、(イ)特定世帯を1万150円から9,800円に、(ウ)特定継続世帯を1万5,225円から1万4,700円に、それぞれ改めることとしております。

下段の同条第2号は5割軽減措置に関する規定でありまして、10ページ上段のアでは、均等割額を1万4,500円から1万4,000円に、イでは平等割額について、(ア)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を1万4,500円から1万4,000円に、(イ)特定世帯を7,250円から7,000円に、(ウ)特定継続世帯を1万875円から1万500円に、それぞれ改めるもの

でございます。

第3号は2割軽減措置に関する規定でありまして、アでは均等割額を5,800円から5,600円に、イでは平等割額について、(ア)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を5,800円から5,600円に、(イ)特定世帯を2,900円から2,800円に、(ウ)特定継続世帯を4,350円から4,200円に、それぞれ改めるものでございます。

11ページをご覧ください

第21条第2項は、国民健康保険税の未就学児に係る軽減措置に関する規定でありまして、令和3年12月の定例会では、均等割額が半額になる軽減改正額を定めておりました。今回は、地方税法の定めにより均等割額軽減措置後均等割額から更に半額となる引用条項の定めにより、改正内容を追加するものとなっており、今改正により対象被保険者の税負担が大きく減少することになります。

中段の第1号は医療分に係る均等割額でありまして、アの7割軽減家庭で1万150円から4,200円に改め、イの5割軽減家庭で7,250円から7,000円に、ウの2割軽減家庭で2,900円から1万1,200円に、エの軽減対象以外の家庭で1万4,500円から1万4,000円に、それぞれ改めるものでございます。

中段の第2号は支援金分に係る均等割額でありまして、アの7割軽減家庭で2,450円から1,050円に改め、ウの2割軽減家庭で700円から2,800円にそれぞれ改めるもので、5割軽減及び軽減対象以外の家庭は変更ございません。

条文の改正内容につきましては、以上のとおりでございます。

今回の改正に当たっては、令和12年度に北海道の示す標準税率とするための過程として令和8年度までに資産割を段階的にゼロとする中で、令和4年、5年度は現行の50パーセント、令和6年、7年度は75パーセントを減ずるものでございます。

標準税率に移行する算定の中で、加入者、特に所得の低い方に負担が掛らないように2億9千万円保有している基金を投入し、負担軽減を図り、令和12年度までに適正な額の基金残高とする予定でございます。

最後に議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。議案書の19ページ下段をご覧ください。

第1項では、施行日を公布の日からと定め、第2項では、改正後の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する旨を規定してございます。

以上、議案第32号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第32号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第33号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第15、議案第33号、新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕



○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第33号、新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

22ページをお開き願います。

提案理由でございます。

地域住民の文化、福祉等を増進する機能の拡充を目的として、新十津川町農村環境改善センターにおける施設の使用内容及び使用料の見直しを行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては教育委員会事務局長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 鎌田章宏君登壇〕

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいま上程いただきました議案第33号、新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、内容のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、農村環境改善センターの改修工事を令和3年度から実施し、本年9月30日完成、10月15日利用開始予定で進めております。

改修工事によりまして暖房や冷房、床、壁材の一部交換を行い、利便性と機能向上が図られることから、10月15日の利用開始に向け、使用料の所要の改正を行いたいとすることでございます。

お手元に配付しております新旧対照表の13ページ、14ページを併せてご覧願います。

まず、第7条第2号では、使用料の還付につきまして、現行、「使用前に使用の許可の取消しを申し出て、」となっていたものを、「使用者から、使用日の3日前までに使用の許可の取消しの申し出があった場合において」とする改正でございます。

別表の基本使用料につきましては、改修工事後は、社会福祉協議会、ボランティアセンター、地域包括支援センターが入ることになっておりまして、その専用施設となる部分があることから、貸室は、多目的ホール、ステージ、研修室とし、当該貸室の使用料を改正するものでございます。

改正の考え方につきましては、令和元年第3回定例会にて議決賜りました、公の施設の使用料等の見直しを行っております総合健康福祉センターゆめりあをはじめとする町内公共施設で設定した使用料の考え方を基準とし、町外者使用料を正規使用料とみなし、教育委員会所管施設でありますゆめりあの使用料とのバランスを考慮して改正するものでございます。

多目的ホールにつきましては、ゆめりあが多目的ホールの約2倍の面積であることから、ゆめりあ多目的ホールの町外者使用料、午前9時から午後9時までの1時間あたり1,600円でございます。そちらを2倍しますと3,200円になりますが、改善センターの現行の町外者使用料、1時間あたり3,000円でございます。現行の使用料は、冷房設備使用時及び

冬期間は割増しをしてございますので、その加算を考慮し3,600円に改正するものでございます。

町内者使用料も同様の考え方で現行の1時間当たり1,500円を1,800円に改正するものでございます。

ステージにつきましては、冷房設備時及び冬期間の暖房使用時の加算適用を考慮し、現行の400円から500円に改正するものでございます。

町内者使用料も現行の200円を300円に改正するものでございます。

次に、会議室の研修室は、ゆめりあの第2研修室とほぼ同等の面積であることから、ゆめりあの第2研修室の町外者使用料の600円を基準とし、改善センター研修室は、冷房設備設置による機能向上と冷暖房設備等使用の割増し適用の額を考慮し、現行の600円から800円に改正するものでございます。

町内者使用料も同様の考え方で現行の300円を400円に改正するものでございます。

新旧対照表の14ページをご覧ください。

現行、別表の備考の1階和室、2階和室及び2階洋室は、貸室の対象としないことから、当該内容を削除いたしまして、また、先ほどもご説明申しましたが、これまで改善センターの使用料は、冷房設備使用時及び冬期間は割増しをしておりましたが、改修後は貸室すべてで冷暖房設備が整うことから、これを含めた改正とするため、冷房設備使用時及び冬期間の加算に関する内容を削除する改正でございます。

議案書の21ページに戻りまして、附則として、この条例は、令和4年10月15日から施行いたします。

第2項は、経過措置としまして、施行日前に使用の許可の申請がされ、施行日以後の使用に係る使用料は、改正後の使用料を適用するものとしてございます。

以上、議案第33号、新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第33号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、13時まで休憩といたします。

(午前11時56分)

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

---

#### ◎議案第34の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第16、議案第34号、新十津川町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第34号、新十津川町税条例等の

一部改正について。

新十津川町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

26ページをお開き願います。

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ただいま上程いただきました議案第34号、新十津川町税条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本町における税条例について所要の改正を行うものでございます。

改正規定の内容につきましては、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

はじめに、15ページ。

第1条関係の第46条及び第53条の7につきましては、国の様式の変更に伴う様式の追加でございます。

第2条関係の第18条の4及び16ページ、第33条につきましては、法律改正に合わせての改正でありまして、総合課税、分離課税を確定申告書の記載によって適用するものでございます。

17ページをご覧ください。

第34条の9は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除についての定めで、分離課税とする場合に、確定申告書の提出のみで完結できるようにする改正でございます。

18ページをお開きください。

第36条の2は、町民税の申告についての定めで、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る配偶者特別控除規定の整備でございます。

19ページから20ページをご覧ください。

第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書についての定めで、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等に関する所得を有する一定の配偶者の氏名等記載を追加するものでございます。

第36条の3の3は、町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書についての定めで、公的年金受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び16歳を超える扶養親族の氏名記載等の提出義務を追加する定めでございます。

21ページをご覧ください。

第53条の7は、特別徴収税額の納入の義務についての定めで、引用条項の項ずれの修正でございます。

22ページをお開きください。

第73条の2は、固定資産課税台帳の閲覧の手数料についての定め、第73条の3は、固定資産税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料についての定めであり、ともに法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付として、DV被害者等の住所に代わる事項などの措置を行うものでございます。

附則第7条の3の2につきましては、住宅借入金等特別控除を令和7年度まで延長するものでございます。

23ページをご覧ください。

附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例についての定めであり、申告分離課税を所得税で適用がある場合に限り適用するものでございます。

24ページをお開きください。

附則第17条の2第4項につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得の個人住民税の税率を軽減するものでございます。

附則第20条の2第4項につきましては、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の定めであり、申告方式選択に係る規定の整備でございます。

27ページをご覧ください。

附則第24条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の定めであり、スポーツ、イベントを中止した主催者に対し、観客が入場料などの払戻請求権を放棄した場合、住民税控除の対象となるものでございます。

附則第25条につきましては、期限満了による削除でございます。

28ページをお開きください。

第3条関係の第36条の3の3第1項につきましては、扶養親族申告書の改正に伴う既定の整備でございます。

附則第2条につきましては、扶養親族申告書の改正に伴う経過措置規定の整備でございます。

次に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。

議案書の25ページ中段の第1条で、施行期日を第1号は令和5年4月1日、第2号では令和6年1月1日と定め、第3号は、引用法律の掲げる規定の施行の日と定めてございます。

また、第2条は納税証明書に関する経過措置、第3条は町民税に関する経過措置、第4条は固定資産税に関する経過措置を定めてございます。

以上をもちまして、議案第34号、新十津川町税条例の一部改正についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第34号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第35号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第17、議案第35号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第3号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第35号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第3号。

令和4年度新十津川町一般会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ942万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2,673万7千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第35号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第3号につきまして、内容をご説明申し上げます。

34ページ、35ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

13款、分担金及び負担金。補正額19万6千円。これは、給食センター調理機械の更新に係る雨竜町分の負担金でございます。計5,575万5千円。

15款、国庫支出金。補正額435万7千円。これは、新型コロナウイルス感染症にかかる低所得の子育て世帯に対する特別給付金給付事業及び事務費に係る補助金でございます。計5億7,806万4千円。

17款、財産収入。補正額293万3千円。これは、新十津川駅跡地整備に係る用地の売却収入でございます。計6,211万9千円。

19款、繰入金。補正額減額の96万円。これは、財政調整基金予算の減額でございます。計8億6,487万8千円。

22款、町債。補正額290万円。これは、新十津川駅跡地整備に係る道路用地取得に係る道路改良事業債でございます。計8億7,860万円。

歳入合計、補正額942万6千円、計73億2,673万7千円。

歳出。

2款、総務費。補正額70万4千円、計8億449万円。財源内訳は一般財源70万4千円。

3款、民生費。補正額435万7千円、計9億4,856万3千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で435万7千円。

8 款、土木費。補正額294万円、計 8 億6,120万 5 千円。財源内訳、特定財源、地方債290万円、一般財源 4 万円。

9 款、消防費。補正額44万 1 千円、計 2 億1,799万 4 千円。財源内訳、一般財源44万 1 千円。

10款、教育費。補正額98万 4 千円、計 8 億1,421万 8 千円。財源内訳、特定財源、その他で19万 6 千円、一般財源78万 8 千円。

歳出合計、補正額942万 6 千円、計73億2,673万 7 千円。財源内訳、特定財源、国道支出金435万 7 千円、地方債290万円、その他19万 6 千円、一般財源197万 3 千円。

次に、ページを 1 枚戻りまして、33ページをお開き願います。

第 2 表、地方債補正、変更でございます。

起債の目的、道路改良事業債。補正前限度額4,690万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率5.0パーセント以内。償還の方法は、ここに記載のとおりでございます。補正後限度額4,980万円。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と変更ございません。これは、先ほど歳入で説明申し上げました道路改良事業債でございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。46ページ、47ページをお開き願います。

2 款 1 項 3 目財産管理費。補正額70万 4 千円、計 2 億822万 6 千円。財源内訳、一般財源70万 4 千円。内容を申し上げます。事業番号 4 番、各施設共通管理事務70万 4 千円。これは、農村環境改善センター改修工事の中で発見されました低濃度の P C B を含む変圧器を処分するための経費を補正計上するものでございます。

次、48ページ、49ページをお開き願います。

3 款 2 項 1 目児童福祉費。補正額435万 7 千円、計 3 億1,595万 1 千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で435万 7 千円。内容を申し上げます。事業番号16番、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業435万 7 千円。これは、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、当該特別給付金を支給するための経費を補正計上するものでございます。

支給対象者は、児童扶養手当受給者等又は令和 4 年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯で、児童 1 人当たり一律 5 万円を支給するものでございまして、本町では、児童86人分を見込んでございます。

次に、50ページ、51ページをお開き願います。

8 款 4 項 2 目公園管理費。補正額294万円、計 1 億4,282万 6 千円。財源内訳、特定財源、地方債290万円、一般財源 4 万円。内容を申し上げます。事業番号 2 番、新十津川駅跡地整備事業294万円。これは、新十津川駅跡地整備における道路用地整備に係る取得費を補正計上するものでございます。

なお、購入財源は、過疎債が充当可能となるので、これを充てることとしてございます。

次に、52ページ、53ページをお開き願います。

9 款 1 項 1 目消防総務費。補正額44万 1 千円、計 1 億7,230万 7 千円。財源内訳、一般財源44万 1 千円。内容を申し上げます。事業番号 1 番、滝川地区広域消防事務組合負担金18万 7 千円。これは、幌加地区の消火栓 1 基につきまして、昨年度末に老朽化による撤去

の必要性が確認されましたが、年度内の撤去は困難であったことから今回補正計上をするものでございます。

次、事業番号2番、滝川地区広域消防事務組合感染症対策負担金25万4千円。これは、消防本部の通信指令業務で使用する指令台ヘッドセットを現在使い回しで使用しております。新型コロナウイルス感染対策上、使い回しを止め、当該業務従事職員全員に一セットずつ貸与し、使用できる分を購入することとしたことから、これに係る本町分の負担金を補正計上するものでございます。

次、54ページ、55ページをお開き願います。

10款5項3目学校給食運営費。補正額98万4千円、計1億1,089万9千円。財源内訳、特定財源、その他で19万6千円、一般財源78万8千円。内容を申し上げます。事業番号1番、学校給食センター管理運営事業98万4千円。給食センターで、食材の下処理に使用するさいの目切り機につきましてですが、約20年使用してきておりまして、損耗等による破損で異物混入の恐れがあることから当該機械を新規購入するものでございます。なお、部品交換等についても検討いたしましたが、機械が古いため不可ということでございます。

以上、一般会計の補正予算第3号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第35号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第36号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第18、議案第36号、令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第36号、令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号。

令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第36号、令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号につきまして、内容をご説明申し上げます。

60ページ、61ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正内容をご説明申し上げます。

総括歳入。

1 款、国民健康保険税。補正額減額の2,069万8千円。これは、国保税に係る固定資産割の税率の引き下げによる税額の減による減額分でございます。計1億5,659万1千円。

4 款、繰入金。補正額2,069万8千円。これは、1 款の減額分を国民健康保険事業基金から繰り入れるものでございます。これにより、国保基金は2億7,036万7千円となっております。

歳入合計、補正額はゼロでございます。

歳出の補正はございません。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第36号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

○議長（笹木正文君） お諮りいたします。

次に上程いたします日程第19から日程第21までの案件につきましては、関連がございますので一括して上程をいたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第19、議案第39号の北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてから日程第21、議案第41号、北海道市町村総合事務組合理約の変更については、一括議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第39号から議案第41号の上程、説明

○議長（笹木正文君） それでは、議案第39号から議案第41号までにつきまして、提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第39号から41号まで、提案理由及び内容の説明を申し上げます。

最初に議案第39号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

提案理由でございます。

上川中部福祉事務組合が北海道市町村職員退職手当組合に新たに加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議決を求めるものでございます。

続きまして、71ページ、議案第40号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。



提案理由でございます。

上川中部福祉事務組合が北海道町村議会議員公務災害補償等組合に新たに加入することに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議決を求めるものでございます。

続きまして、73ページ、議案第41号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

提案理由でございます。

上川中部福祉事務組合が北海道市町村総合事務組合に新たに加入することに伴い、北海道市町村総合事務組合規約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。恐れ入りますが、新旧対照表も併せてご参照願います。

それぞれ三つの組合規約でございますけれども、当組合の構成団体に上川中部福祉事務組合が新たに加入することに伴い、規約を変更したいとするものでございます。

それぞれの附則でございますが、総務大臣、北海道知事の許可により施行したいとするものでございます。

以上申し上げ、提案理由、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第39号から議案第41号までの提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、午後6時まで休憩といたします。

(午後1時31分)

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午後6時00分)

---

### ◎一般質問

○議長（笹木正文君） 日程第22、一般質問を行います。

一般質問は、配付しています通告表の順に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

最初に、3番、進藤久美子君。登壇の上、発言を願います。

[3番 進藤久美子君登壇]

○3番（進藤久美子君） 議長のご指示をいただきましたので、通告に基づき一般質問を行わせていただきます。

今回は、町営合同墓の建設について、町長にお伺いをさせていただきたいと思っております。

平成28年第3回定例会で合祀共同墓地の建設について質問をさせていただいたところで、その際、町長は、将来において必要となることが考えられるが、現段階では窓口への問い合わせも皆無に等しい中で、公設運営をすることの意義や規模、管理方法など他市町の事例を参考に慎重に検討を重ねる必要があり、今はまだそのような時期ではないとの答弁をされました。

その当時、中空知には公設の合同墓はありませんでしたが、その後、平成30年に砂川市、

令和2年に赤平市、令和3年に滝川市と3市が建設をされています。

パンフレットに「市以外の方もどうぞ」というふうに、市外の方もお受け入れしていただくところは赤平市のみです。また、料金についても7,500円、市以外の方が高くなっている状況です。

3市の担当者の方に聞いてみましたところ、今のところ特段問題はなく、この合同墓については行われているというお話を聞いております。

少子高齢化や核家族の影響から、お墓の維持、管理がどのようになっているかを知るために、墓地使用返還件数について調べてみたところ、前回私が質問させていただいた平成25年度から27年度までの3年間で29件だったものが、28年度以降は年平均で15件以上と件数が増えている状況にあります。墓地を長年にわたり維持することの難しさが垣間見えるところではないでしょうか。

今後、身寄りのない高齢者や特定の宗派を持たない方が増えることが予想されることから、慣れ親しんだ郷土、新十津川で永遠に眠り続けることができるように、本町に町営合同墓を建設すべきと考えますが、町長のお考えをお伺いさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、3番議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本件につきましては、今ほど質問にありましたとおり3番議員から、平成28年第3回定例会において一般質問を受け、回答をさせていただいたところではありますが、改めてお答えをさせていただきます。

まず、本町では9か所の共同墓地と1か所の霊園を管理し、2,114区画にお墓が建立されているところでございます。

先祖代々家族単位で埋葬されてきたお墓には、それぞれが墓誌や墓碑銘を目の当たりにすることによって、亡くなった方やご先祖様に感謝するとともに、自分自身を見つめ直し、子孫の繁栄を願い、故郷を愛する思い、そして、故郷との絆を再確認する役割があると思います。

ご質問にありますように、近年、墓地返還数は増加傾向にあります。その返還の主な要因としましては、少子化の影響に加え、墓地使用者の世代交代が進み、承継者が町外に在住していることが多いことから、町外使用者在住近くの一般墓地、寺院の納骨堂などに移されるケースが多くなってきております。

このようなことから、本町の墓地を返還することと、町営合同墓の必要性は直接的な関連性は無いものと考えております。

また、ここ数年で近隣自治体にて公設合同墓が設置されていることは承知しておりますが、本町におきましては、以前同様に合同墓に対する問い合わせは、さほど多くはない状況であります。

ご質問の身寄りのない高齢者や特定の宗派を持たない方への対応で、郷土新十津川に永眠を望む場合は、町内に既存の納骨堂や寺院所有の合同墓がございますので、その利用も考えられるのではないかと思います。

町営合同墓につきましては、引き続き町民ニーズを把握しながら検討してまいります。

当面は設置についての考えがないことを申し上げ、3番議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） 合同墓の建設については、なかなか前に進めないという、そういうような答弁だったと思います。

町民のニーズ、なかなか把握することができないということなのですが、町議の私たちのところには合同墓について、あちこちでやっているの、「町外に入るのが嫌だ」、また、「そういう慣れ親しんだところで眠り続けたいんだよね」という、そういう町民の皆さんの意見は多数聞いているところでございます。

このニーズを確認するためにも、何か機会をつくっていただいて町民の皆さんがこの合同墓について、どのような考えをお持ちなのかアンケートをとっていただくというそういう方法も一つあるのではないかなって、私は考えているところでございます。

本当に今は特定の宗派を持たないで、葬儀のときだけお坊さんを頼んで、初七日とかそういう節目の時だけお坊さんを頼んで、檀家にならない方がすごい増えているっていう話もお聞きしております。

今一度、そういう方々のために合同墓に対する町民の皆さんのお考えを、是非、聞いていただけるアンケートを行っていただくことはできないでしょうか。再度、お伺いさせていただきますと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 再質問にお答えをさせていただきます。

葬儀のありようだとか、檀家にならないっていうことと、合同墓との関係性はちょっと違うのではないかなと思うんですね。確かに葬儀のありようだとか檀家のありようだとか、今様変わりしているのは事実かと思えます。ただ、そのことと合同墓と結びついたり、先ほどの墓じまいと合同墓と結びつくのは、あまりにもちょっとかけ離れているのではないかなと思ひ、それぞれとその合同墓とは別な視点でとらまえていかなければならないっていうふうに思ひます。

なかには、そこと関連性のある人もいないわけではありませんけれども、合同墓のあり方と町民で長く住んでいたのが合同墓に入りたいたいという思いの人もいるのも事実だということ、今質問の趣旨にありましたけど、実際、墓地のうちの担当課、住民課になりますけども、その窓口で合同墓についてお問い合わせだとかはまったくないわけではありませんけども、ごく少数ということでもありますので、将来的には核家族だとか時代のニーズによって必要なことは考えられると思ひますけども、今は、町内にそれぞれ寺院でもっている納骨堂、さらには、合同墓がございまして、十分そういう町内での永眠を望む方の施設は、町営のものではありませんけれども、そこで対応ができるという状態になっておりますので、現時点で町営による合同墓を造る考えは、以前同様の私の考えどおり、今は変わらないということをおし上げ、再質問のお答えといたします。

○議長（笹木正文君） 再々質問はございますか。

再々質問を許します。

○3番（進藤久美子君） 今の町長の答弁お伺いさせていただいて、特定の宗派を持たない人が合同墓に入るっていうのは、それは違うんでないかっていうふうなお考えをされているみたいですね。特定の宗派を持たないから、お寺の檀家さんになれないっていうか、そういう考えも一つあるんでないかなと私は思うんですね。

特定の宗派をずっと先祖代々守り続けてきている方々にとっては、お寺で納骨堂であったり、お寺の合同墓を利用するっていうことが、やっぱりそれはそれでありだし、また、特定の宗派を持たないっていうことは、檀家さんにならないという、お寺に所属しないっていうことですから、その方々が亡くなったときには、どういうふうにされたらいいのかなって、今の答弁をお伺いさせて思うところです。

特定の宗派を持たない方々がやっぱり入るところがないっていうふうになるのは、私は、それは合同墓しかないんでないかなって、そういう考えで今回この質問をさせていただきました。

町内においても、寺院だったり、神社だったり、いろいろ檀家の人を対象にして、こういうふうには永遠に守り続けてくれるところもあるのも私も認識しているところです。

しかしやっぱり、特定の宗派を持たない人、また、身寄りのない高齢者が一人静かに亡くなっていく、そういう人たちのことを思うと、やっぱり長年この町を支えてくれた人たちを最後まで町でお守りさせていただくのは、私は、それは普通なんじゃないかなって、そういう考えで今回一般質問させていただきました。

再度、お伺いさせていただきたいんですが、特定の宗派を持たない方、また、身寄りのない方がお亡くなりになったとき、町長はどのようなお考えをお持ちになるのか、再々質問でお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 再々質問の中で、特定の宗派を持たない方ということの趣旨を問われたと思いますけども、最初の質問中で、町内の寺院だとか納骨堂があるので、特定の宗派を持たなくても、その対応によってはできるということがありますので、そこで、町内の施設とかで対応できるのではないかとということでもあります。

ですから、事前に今の段階でそういう意思を伝えて、その施設なりを希望するというのを今のうちから、家族なり周りの人に伝えていくということであれば、その寺院の納骨堂なり合同墓に対応ができるというふうに考えますので、そこはいろいろ相談をできる体制にはなっているというふうに聞いておりますので、まったく今まで檀家だから、檀家でないから、そこに入れなかったっていうことではないというふうに聞いておりますから、いろいろ町内の寺院も相談機能は持っているということでもありますので、檀家とのそういうこととは一致ではないということでもありますので、ですから、物事を一つひとつ整理しながら解決、本人のできるだけ望める方の解決策ということは見いだせるのではないかなということから、町内の施設の利用が考えられるということ、ちょっと回りくどい言い方になりましたけども、そういうことを最初の答弁で申し述べさせていただいたところでもありますので、その答弁と変わりはないことを申し上げたいと思います。以上です。

○議長（笹木正文君） はい、よろしいですね。

以上で、進藤久美子君の一般質問を終わります。

次に、5番、小玉博崇君。登壇の上、発言をお願いします。

〔5番 小玉博崇君登壇〕

○5番（小玉博崇君） 議長のご指示がございましたので、一般質問をさせていただきます。

まず一つ目の質問ですが、コロナ後における住民共同の推進の取組について町長にお伺いしたいと思います。

コロナ禍の影響により、行政区活動をはじめとする地域のコミュニティ活動が行えない時期が約2年以上に及びました。ワクチン接種が進み、コロナと共存する社会の在り方が少しずつ変わり始め、イベントや人々の集まりも一律に中止の流れから、徐々に実施する運びになってきております。

しかし、コロナの影響を受けたこの2年間で地域コミュニティの在り方が大きく変化し、集まらないことが通常化していることに加え、心理的にも地域活動への参加意欲が減少してきております。

本町の第6次総合計画では、住民協働の推進を掲げ、地域活力の維持、町民自治の実現を目標とし、住民活動の促進の取り組みを進めるということとしておりますが、コロナ後における住民協働の推進への取り組みについて町長にお伺いしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、5番議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問にあるとおり、長期間となったコロナ過により、経済活動も大きく影響を受けており、同様に地域コミュニティ活動も大幅に制限され、各種イベントや事業の中止又は延期など余儀なく対応せざるを得ませんでした。

さらには、行政区、町内会、少年団やサークル活動の自粛が続き、それぞれ予定していた活動が停滞しているところであります。

特に行政区では、行政区活動支援交付金のうち、行政区提案事業のほとんどが実施出来ない状況となり、当該事業はコロナ前の令和元年度に比べ、令和2年、3年度とも事業費ベースで8パーセントと大幅な減少となっております。

町内会活動においても、重要行事である総会や新年会が開催できなく、懇親が深められない状況と伺っております。

しかし、昨年度から開始されたワクチン接種も進んできており、本年度からは、安全、安心を考慮し、各種イベントや諸活動を一定の条件の下、再開できるよう進めております。

それぞれ実行委員会形式のおまつり、イベントでありますけれども、陶芸まつりについては、飲食を伴わない形で開催する予定であり、ピンネシリ登山マラソンは、参加者に抗原検査を行っていただくとともに、町民コースと重なる部分が多い15キロメートルコースは中止とし、実施する準備を進めておりますので、町民の皆さんの参加、さらにはご観覧に期待をしているところであります。

なお、行政区活動の再開につきましては、各行政区の判断のもと進められて行きますが、2年間中止したことから行事再開に難儀する事項があれば、町としても必要に応じ支援をしてみたいと考えております。

具体的に申しますと、引続き必要なコロナ対策への支援を進めていくと同時に、地域のコミュニティ活動の再開に伴う問題や課題の解決に対し、担当職員が相談を受けたり、行政区の役員会に出向いて一緒に議論をするなど、地域コーディネートの強化を進めていくとともに、自主防災組織をはじめ、各種団体へ望まれる必要な支援を行い、地域のコミュニティ活動が円滑に、かつ、安全で安心な環境で出来るよう推し進め、住民協働の醸成につなげてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスの影響により約2年間思うようにコミュニケーションを取ることができなかった高齢者の皆さんが多くいると思いますし、心理的な面を考慮すると、少しずつ気持ちをときほぐし、徐々に昔のような活動展開にしていくことが自然だとも考えております。

そのようなことから、具体的なことを一つ申し上げますと、現在、社会福祉協議会が実施をしているすまいるあっぷ事業に教育委員会職員が出向き、けん玉やお手玉などの昔の遊びを通じ、ふれあいと幸せを感じてもらいつつ、参加者を増やしていくよう取り組んでいくと聞いております。

町といたしましても、そのほか行政区活動の歯車が順調に回るよう後押ししてまいります。町民や団体の皆さまにおかれましても、お互い協力し助け合いながら総力を挙げてこのコロナを乗り越え、第6次総合計画の目標であります住民活動の活性化を図っていくことを申し上げ、5番議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○5番（小玉博崇君） 本町は、定住促進施策により人口減少の面においては、非常に大きな効果を上げてきている町だというふうに思っていますし、空知の自治体の中でもナンバーワンの成果を上げているというふうに感じております。

だからこそ今、この地域コミュニティの課題に対しては、今町長がおっしゃったように、総力を挙げて向き合うべきときだなというふうに感じております。

このコロナ禍の問題は、集う機会が減少するだけではなくて、今お話ししたように、意欲の低下、参加しなくてもいいんじゃないかとか、ちょっとそういった方向性が私は一番懸念しているところです。

今ほど、担当職員の方が地域に出向いて、それぞれ課題を見つけ、地域の方と一緒に議論をしながら地域コーディネートをしていくというふうにお話がありました。是非加えて、地域住民の方が地域活動に参加する、その参加するメリットを実感できるような仕組みづくり、参加意欲を高める仕掛けというのがとっても大事になるというふうに感じております。

そういった中で、今大きな課題になっているのは特に行政区、町内会、そういった自治組織への参加、これはやはり住民の方がそのメリット性、その意義というのをとても感じにくい状況になってきているのではないかなというふうに感じております。

行政区があり、その中に町内会があるというこの新十津川町独自の地域の体系、これを今一度、この在り方を再検証することも必要なんではないかなというふうに感じておりますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 再質問にお答えをさせていただきます。

行政区や町内会の在り方を検証する必要があるのではないかという問いに対してでありますけれども、今、定住の効果ということも質問の趣旨にあったかと思いますが、定住された方の住まいは中心市街地であり、今住宅戸数が増えているのは青葉区、文京区、菊水区、この中心市街地の行政区、空いている宅地がほとんどなくなってきているというのが、その状況で今急増をしている経過にあります。

そういったことから、新しく新十津川に転入された方が今まで住んでいた地域との行政区、町内会活動との差を感じられている方もいるのもいろいろ聞いておりますし、転入された方々が速やかに、この町内会活動だとか行政区に加わって、隣近所、向こう三軒両隣の関係を速やかに持っていただきたいという思いは、私も行政区も町内会も同じであるというふうに思います。

そういった中で、どのように新規転入された方が町内会や行政区活動の参加への理解だとか、そういったものを進めていくのか、また、その組織に入る、そういったことの理解と町内会費だとかそういったことから、なかなか理解が得られていないという事実もなかにはあることも伺っているところでございます。

しかしながら、やはり新十津川は今までここまで築き上げられた町の形成の中には、それぞれの行政区、町内会、さらには、女性団体、老人クラブ、子ども会、各種団体の方々、さらには、福祉の方々も含めてですね、やっぱり、向こう三軒両隣、そして、お互い支え合い助け合う、そして、この地域を共にこの協働のまちとして盛り上げていくっていう基盤が醸成されてきております。その基盤をうまく慣れ親しませていきたいということが転入者へのその思いだというふうに思います。

そのことが今、コロナ禍の長いこの2年間、特にコロナ禍で活動しなかったことが、参加しなくていいっていう変な誤解というのか、そういったこともあって、それを解きほぐしながら、しっかり昔の状態にしていかねばならないわけですし、今福祉の問題についても、災害の問題についても、やっぱりこの隣近所の関係をしっかりとつくっていくと、有事の際には本当に大変なことになっていくのではないかなというふうに思っております。

ですから、そういったことを少し時間はかかるかもしれませんが、新十津川が長い年月をかけて本当に不撓不屈の精神でこの新十津川の基盤をつくってきた、このまちをしっかりと継続をしていく、これは、この新十津川の良さであるというふうに思います。

あいさつ運動においても他の町にはなく、新十津川で触れあいのできる、みんながあいさつし合える、そういう町がお互い支え合う、そういう子どもを大切に支え合ったり、困った人を助け合う、障害ある人もお互い手を取って助け合ったりする、それは新十津川の良さであるというふうに思います。

そういったことから、この良き新十津川であり、良き共生社会、良き助け合う社会、支え合う社会をうまくつくっていききたいというふうに考えております。

ただ、今質問にあったように、行政区、町内会活動では、少しそういったことで今問題、課題も抱えていることも事実ではありますので、それを少しずつ解きほぐしながら、どのようにすればこの行政区、町内会の活動が円滑にいくのかということにおいては、先ほどのお答えの中にも触れましたように、うちの住民活動グループの職員が直接出向いて、

それぞれの行政区、町内会のその特質的な課題に向き合って対応していきたいというふうに考えておりますし、それぞれの活動が円滑にできるように教育委員会もそれぞれのすまいるあっぷを基にしながら活動を展開するというふうに考えているところであります。

私もいろんな機会にいろんな活動するとき、やっぱり行った時に、やはり町民は参加したときにやっぱり喜び、参加できたときのコミュニケーションができる、そういったことの笑顔だとか、会えて良かったということを感じとらせていただいております。これは、ボランティア活動の中でも同じだというふうに思っております。先般行ったラブリバーだとか、河川の花植えにおいても参加をしていただいた方は、本当に積極的に参加をしていただくとともに、その中でいろいろ話し合う機会が共に喜び合って、そして花も植えたり、清掃できたりだとか、そういった機会を共有をさせていただきました。

ですから、これからもいろんな町だけではなく、行政区も町内会もいろんな実行委員会もいろんな活動を推進しながら、町民の方々が共に参加をして、この喜び合い、そして、その喜びの和が少しずつ広がっていくようにしていきたい。行政区の活動についても同じように、そのように徐々にではありますけれども、そして、新十津川ならではの住みやすい、転入した人方も新十津川に住んで良かったということを改めて共に実感できるようなまちづくりを推進していきたいということを申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。○議長（笹木正文君） 再々質問ございますか。

はい、再々質問を許します。

○5番（小玉博崇君） 新十津川町特有のこの行政区、町内会のあり方っていうのは、確かに、地域、地域ですごく課題の違いっていうのがありますので、一長一短に何かをやったら全部改善できるということはなかなか難しいかなというふうに思っておりますが、今行政区、町内会の部分で言いますと、やはり先ほど言ったような、触れ合いが大事なんだよっていうことを、やはりいろんな外の方が入ってくるがゆえに、なかなか伝えにくいっていう部分が非常に大きいと思います。

そういった中で、是非、ここはやっぱり行政の積極的なかわりというのが大事になってくるのかなというふうに思っているのと、冒頭、町長の答弁でもありましたように、その仕掛けづくりとして、本町では行政活動支援交付金というのを導入して、さまざまな行政区からの懸案事業や郷土愛育成事業を行っております。これも本当は、地域住民が主体的に計画をして、というような事業でありますけれども、やはり令和3年度の実績を見ますと先ほどもお話があったように、行政区提案事業であれば、予定された予算の約26.9パーセントしか使われていなかったり、また、郷土愛育成事業に関しては10.7パーセントということで、当初やろうと思って計画していても、コロナも大きな要因とはいえ、できていない状況になっております。

これから、これがどういった推移になっていくのかなっていうことは、是非、注目していかなきゃいけないですけども、この実施状況の中で行事をやる、やった機会をつくった、機会をつくってないかということの状況に加えて、どのくらいの方が参加しているのかどうか。やはりそういった行事をやっても、なかなか参加していない状況が見受けられるのかどうか。そういったことも踏まえると、やはりこの行政区活動支援交付金が、地域住民の方が町内会活動や行政活動に参加したいというような意欲を高めるものにしていかなければいけないというふうに思っております。



そういったことで、町職員が地域コーディネート機能を高めて、地域課題を捉えた時には、是非、この行政区活動支援交付金の中身ももっと良いアイデアで、良い支援交付金になるようにしていただきたいと考えておりますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 行政区支援交付金の仕掛けというのか、中身を充実してはという問いだというふうに思います。

まず、行政区の行政区提案事業の活動の中では、いろいろ郷土愛だとかありますけれども、この2年間ほとんどの行政区がコロナの関係でできなかったという事実があります。で、今もコロナの状況でありながら、少し安全安心に配慮して少し思考を変えてやれるのではないかっていうことを前提にやろうとするときに、この2年間できなかったことで、いろいろ役員の引き継ぎ、人が当然、行政区も役員の構成が変わっていくとは自然な流れだというふうに思います。

そういった中で、毎年、同じようにやっていけば、引き継ぎをしながら同じ盆踊りについても、安定的に継承できるっていうふうに考えるわけでありましてけども、2年間できなかったことによって同じことを例えばやろうとしても、それが呼び戻して、どこに何があつてどのようにやっていたのかという事態がなかなかこううまくいかないことが想定されるということから、いろんなそういう活動が円滑にできるように、困り感のあるそういう提案、難儀される事項があれば、住民活動グループから出向いて、活動がスムーズにできたり、またさらには、質問にあったように、これは提案事業ですから行政区が臨んでこのようにやりたい、是非、盛り上げていきたいということがあれば、それが提案事業として成り立っていく場合には、当然、町としても応援して、そのことをスムーズにできるように、いろんな応援をしていきたいと考えております。

当然、この交付金の中もそうですし、そういった地域のコミュニティが円滑にできるように、行政区の人も町内会の人も声を掛け合って参加をしていただくような、そういった呼びかけも当然必要になってくると思います。

これは、やっぱり行政区だけだとかそういった方ではうまくいかないと思うんで、それぞれがうまくかみ合って、歯車をともし噛みあわせながら前進をしていく、これは、今コロナを乗り越えていく大きな岐路になっていると思いますけれども、それを乗り越えていく、乗り越えていくためには、共に力を合わせて乗り越えていかねばならないというふうに思います。

何度も繰り返して申し訳ありませんけども、行政としては、職員を出向かせて、地域の困り感には最大限力を注いで、この難局を乗り越えて、そして、明るい地域づくり、そして、明るい新十津川に呼び戻すようにしていきたいことを最後に申し上げお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） それでは、次の質問に入ってください。

〔5番 小玉博崇君登壇〕

○5番（小玉博崇君） それでは、二つ目の質問に移りたいと思います。

公共サービスの民間委託に関する考え方についてお聞きしたいと思います。

本町では、平成18年度に実施しました保育所の指定管理者制度への移行をはじめとして、

福祉施設の民営化、そして、給食センター業務、学校送迎バス運行業務を民間委託をしました。

そして、今年からは図書館、そして、学校図書館が民間業務委託となっております。

また、次年度に向けては、地域包括支援センターの民間業務委託が計画されているところです。

公共サービスにおける民間活力の活用は、行政事務の効率化の点でも大変有用なことと考えますが、本町公共サービスに対する民間委託に対する考え方と、今後の方針についてお伺いしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、5番議員の二つ目の質問にお答えさせていただきます。

まずもちまして、行政が行う委託には、経済性や効率性を高めることに重きを置いた業務委託の制度と、公の施設の管理権限そのものを委任し、民間の経営ノウハウを活用する指定管理者制度がありますが、質問では双方について例示されておりましたので、どちらかの制度に特化することなくお答えをさせていただきますので、予めご理解いただければと思います。

少し長くなります。

地方自治法の第2条に、地方公共団体は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと謳われており、質問にあります委託につきましては、この法の趣旨を実現するための極めて有用な手段になるものと思います。

厳しい財政状況を踏まえ、効率的、効果的な業務の執行と住民サービスの向上を目指し、民間にできることは民間に任せていくという方針の下、新十津川町行政改革大綱や集中改革プラン等において民間委託の推進を掲げ、様々な業務についてその取組を進めてきたところであります。

このような委託に期待する効果につきましては、複数あると思いますが、一つ目には、時代に合った行政サービスの展開、質の向上が挙げられるかと思えます。

二つ目は、業務の合理化ということで、直接的なコスト面での効果は元より、専門職の継続的な人員確保や労務管理といった職員の間接的な労力の軽減が期待できること。

三つめは、委託によって職員の執務に余力が生じる分、政策的な事業を司る部門への重点的な人材配置が可能となるといったことが考えられます。

次に、委託する業務の選別基準についてであります。委託を進めるに当たっては、その業務の持つ性質が重要な基準となりますので、毎年行っている行政評価制度の結果を踏まえて、業務の内容や効果をつぶさに分析し、委託する、しないの判断をしていくこととなります。

業務委託の場合を例にとりますと、専門性が高いか、単純な業務か、定型的な業務か、非定型業務なのかといったことが基準となり、行政的な専門性が求められず、比較的定型的な処理を着実に進めなければならない、単純、定型業務に分類される業務については、従前より積極的に委託を進めており、今後においても、該当するものがあれば更に進めて

いくことになるかと思えます。

行政の業務には、他にも比較的定型的な業務ではあるものの高い専門性が求められる分野のものも多く、図書館や運転業務などのほか、戸籍や保険といった住民課が所掌する窓口関係の業務も、この分野の業務に該当するものと考えられます。

図書館や運転業務などは、その資格を保有する方々を安定的に確保することが業務を進める上での最低条件となりますが、民間の専門事業者へ委託することによって安定的な確保が可能となり、更にはサービスの質的向上も図られるといったことから、本町では可能なものから随時、委託方式を取り入れているところであります。

窓口関係の業務につきましては、すぐに委託方式に切り替えるといった可能性は高くありませんが、将来を見据えたときには検討に値する分野の業務であると考えております。

今後における委託の方針につきましては、現段階において、次年度に計画している地域包括支援センター、農村環境改善センター以外に計画はありませんが、委託方式に切り替えることで行政サービスの質的向上が期待できる、あるいは、業務の合理化が図られるようなものがあれば、しっかりと検討した中で執り進めていく予定としておりますことを申し上げ、5番議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○5番（小玉博崇君） 公共サービスの民間活力については、今の話を聞くと、これから少しずつ検証を加え、やはり効果が見込めるものに関しては積極的に推進していくというふうなお話であったかなというふうに思います。

この行政サービスにおいては、例え民間委託をしても、やはり業務の責任性というのは行政にしっかりあるものだというふうに感じております。

そこで、業務委託をした後のこの公共サービスにおける行政のかかわり、特に今ほどお話があった行政サービスの質の向上や業務委託をすることによる合理化、さまざまな効果を望んで行った業務委託に関するその効果の検証、そのことも含めて委託後の行政のかかわりについてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 5番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

業務委託は、当事者の一方が事実行為を行うことを相手方に委託をし、相手方がこれを承諾することによって効力が生じる契約となりますので、受注者において、契約に定めた業務仕様に沿って誠実に履行していただけるものと考えておりますが、この適正な履行確保のためには、まずもって適切な契約の相手方を選定することが必要であります。

業務委託については、指名競争入札を基本として契約事務を進めており、それぞれの事業者から予め事業実績等を示した書類の提出を受け、その事業者の中から入札に参加する事業者を選考することで、適切な契約の相手方を担保することとしております。

また、具体的な例を申し上げますと、給食センター調理業務や図書館業務などの委託につきましては、委託価格のみならず、受注者がどのような執行体制をもって業務に当たることが出来るのかといったことが重要な判断基準となりますので、事業者の公募、選考委員会でのプレゼンテーションといった選考を経て、事業者を決定をしているところであり

ます。

契約の後は、業務の適正履行が課題となりますが、地方自治法に履行確保の規定が置かれておりますので、この規定にあります監督、検査によって委託契約の適正な履行確保に努めているところであります。このことが、まちの責任制、関わり性、また、合理化の検証ということにつながっていることを申し上げ、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問ございますか。

はい、再々質問を許します。

○5番（小玉博崇君） この民間業務委託において、本当にこの効果が出るということであれば非常に有用だというふうに思いますけれども、熊田町長はですね、まちづくりにおいてのリーダーシップは町職員が取っていく、そういったまちづくりを今進めているというふうに思います。一方で業務委託に伴う一つの課題としてなんですが、やはり業務を民間に委託することによって、職員が実務の機会を失ってノウハウを蓄積できないという課題があるというふうにも聞いております。

地域の課題が多様化する中で、公共サービスに専門性が非常に求められる中、これから政策形成中心の専門性を高めていくというお話がありましたが、そういった職員の専門性の向上の部分で行政職員の立ち位置、また、人材育成の部分で何か課題になることはないのかどうか、その辺について町長にお伺いしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 町職員が実際にやる場合と民間委託業者がやる場合、それとを考えたとき、業者にお任せしたときに、町職員側から課題があるのかどうかという趣旨ではないかと思えます。

いろんなノウハウっていう部分では、今現在は町職員がやった実績だとかが数多くあって、その業務自体をすべて町職員が実施をしておりますから、すべて監督だとか、その内容も把握をし、適正に指導監督をしたり、その業者の持つ民間の力を引き伸ばすような町職員からの指導というのですか、委託をする発注者側としてちゃんと管理、監督ができる状況になっております。

ただこれが長い年月、例えば、今携わっている町職員が、ちょっと長い先で退職をして20年だとか30年経った時に、そういった経験をまったくしないときに全部業者に同じように丸投げって、表現は悪いかもしれませんが、そのことが続いたときに、町職員側がその業務委託をした相手先に対して、その力があるかどうかということが問われることが、将来的な課題にはなっていくかと思えます。

ただ、そのことにおいても、町職員が今事務事業評価、いわゆる政策評価っていうことをきちんとやっておりますので、そのことを毎年やることによって、民間委託をしているその事業効果とともに、その専門性の責任がしっかり果たされているかどうかっていうことは、契約の内容、仕様書の中で、しっかり確認ができるということになっておりますから、業者への丸投げということではなく、しっかり今の状態を継続していけば、しっかり管理、監督ができると、そして、仕様書にのって相手方がしっかりできているか、そして、更に民間委託の業者が地域貢献というか、民間のノウハウを高めて町のためっていうことも当然出てくるというふうに考えておりますから、それは双方がそれぞれの時代に応じ

て検査をする、その角度、視点、そういったものを高めていく、レベルアップもしていただかなければなりませんし、民間の業者においても、町のそういう求めるものに対して、民間のノウハウを高めていくように、きっと高めていく力が高まっていく、これが民間の持つ力になってくると思います。

ですから、課題は、まったくしなければ出てきますけれども、それを毎年今の段階から今事務事業評価だとか確認する行為がありますし、当然、契約の確認チェックもしておりますから、そのことは、逐一、蓄積をして課題解決にはつながっていくものと考えていることを申し上げ、再々質問のお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） よろしいですね。

はい、以上で、小玉博崇君の一般質問を終わります。

ここで、19時5分まで休憩といたします。

(午後6時55分)

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

(午後7時05分)

---

○議長（笹木正文君） 次に、2番、村井利行君、登壇の上、発言を願います。

[2番 村井利行君登壇]

○2番（村井利行君） 議長のお許しがありましたので、町奨学金の対象拡大について、久保田教育長にお尋ねをいたします。

本町の奨学金貸付制度は、令和4年度から拡充され、入学前に入学金を交付できるようになりました。また、新型コロナウイルス感染に伴う制度改正で、令和5年3月まで高等学校以外の奨学金を月額4万から6万に増額するという特例措置も取られております。

厳しい経済環境下での改善ということで、まさに的を得たものと高く評価をさせていただいております。

2020年度学校基本調査によりますと、大学、短大、専門高校、高等学校、いわゆる高等教育進学率は83.5パーセントで高い数値になっております。それだけ家計に占める教育費については、本人、親御さんにとって頭を悩ませる問題の一つだと認識をしているところであります。

ここで、本町の奨学金の性質について考えてみますと、入学金等月々のことですから、合格してからの助成事業と言えます。ただ、その前段としての受験があり、受験料、旅費等がかかり、これは無料ではありません。

調べてみますと、大学入学共通テスト3科目以上1万8千円、国公立の2次試験1万7千円、医学、歯学を除く私立大学3万から3万5千円、専門学校では、国公立5千円から1万6,500円、道私立2万から3万円とかなり高額であります。何校か受験すればまとまったお金が必要になります。まず、受験生は、ここをクリアしなければなりません。

また、受験がうまくいかず、やむなく予備校に通わなければならないケースもあります。この費用も入学と同程度かかり、これを助成する予備校独自の奨学金、銀行の教育ローン等がありますが決して十分とは言えません。

本町の奨学金貸付制度も、受験料及び予備校も奨学金対象に含めてははいかがでしょうか。

久保田教育長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは、2番議員のご質問にお答えいたします。

奨学金制度につきましては、今ほど2番議員からお話ありましたように、令和3年第3回定例会及び令和4年第1回定例会において条例改正の議決をいただき、入学金の早期貸付け及び新型コロナウイルス感染症に伴う奨学金の限度額を増額する特例措置期間の延長をしたところでございますが、本年度の入学者が条例改正後初めて入学金の早期貸付の制度適用となり、入学前、入学後の申請はそれぞれ1件で計2件の申請があった実績でございます。

また、本年度の奨学金の貸付状況につきましては、5月末時点で新規貸付者6人、継続貸付者10人、合わせて16人で、うち新型コロナウイルス感染症に伴う増額貸付を9人が受けられている状況ですが、日本学生支援機構をはじめ各種機関の奨学金がある中でご検討されて、本町の奨学金を選択し貸付を受けられているものと考えているところでございます。

さて、今ほど質問にありました受験料及び予備校の費用を貸付の対象に加えるべきのご質問でございますが、まず、受験料につきましては、町では高校卒業後の就職又は進学の見込み状況や大学、短大、専門学校、さらには国公立、私立への受験状況までは把握できていない状況でございます。

また、受験に向けた学習の場といたしましては、予備校だけではなく学習塾、夏休み及び冬休み期間の集中講習、家庭教師も同様であり、自己で学んでいる方もいらっしゃるかと考えます。

また、目指すべき学校が芸術、体育系の場合は、音楽教室やスポーツ教室なども受験に向けた学校外教育として捉えることができますので、予備校だけを対象とすることは公平性に欠けると考えております。

本町の奨学金制度は、入学後の修学にかかる経済的負担の軽減に重きを置いていることから、新十津川町奨学金等貸付条例第3条におきまして、奨学生の資格については、高校、専門学校、大学などに在学する者又は入学することが確実である者を要件としてございます。

よって、入学する前に負担する経費であります受験料及び予備校の費用につきましては、現段階では、奨学金の対象に加えることは考えていないことを申し上げ、2番議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○2番（村井利行君） 令和3年度の奨学金受給状況も少しお話したいと思いますのですが、大学生の約50パーセントは奨学金を受給しています。その内訳は、1か月の平均6万6千円強ですね、何百円単位はちょっと省きますけれども。その中で5万から7万が約40.3パーセント、それ以上が31パーセント、結構5万以上、上は14万くらいまで確か利子払って借りる奨学金もあると思いましたがけれども、これを入れれば7割ぐらいは結構な高額の奨学金

を借りております。

今春、NPO法人のキッズドアというところがございまして、大学受験を終えた、当時、高校3年生とその保護者、お父さん、お母さんにアンケートをしたところ、経済的な理由で1校しか受験できなかった学生が7割以上に上ることが分かりました。中には大学入学共通テスト、昔のセンター試験のお金が払えず受験を泣き泣き諦めた生徒もおり、コロナ禍の大学受験は、これまでより一層、経済力イコール学力と、そんな様相を呈しているかと思えます。

受験は、できれば本命があって、少しランク上、あと滑り止めですか、最低3校か4校ぐらい受けるのが通常で、受験校数を切り詰めるのは大きな格差につながると言えるのではないのでしょうか。受験生の皆さんには、そんな思いをなるべく叶えてあげるのが大人の責任ではないかと思えます。

ちなみに、先ほど申しましたNPO法人キッズドア基金と協力して、クラウドファンディングですね、これを行いまして、募った募金をもとに全国困窮家庭の高校3年生284名に大学受験のサポートとして5万円の支給を行ってます。

また、東京では8万円を上限に無利子で受験料を貸し出して、入学すれば返済免除と、こんな制度を行っているところもございます。

一方、減っているとはいえ2022年の大学受験数の約15パーセントは浪人生なんですね。予備校に通えば経費はほぼ大学と同程度かかると。

今回の質問は受験料、予備校代にかかる経費と限定しましたがけれども、確かに教育長おっしゃるとおり、受験には塾とか家庭教師、範囲はかなり広がるかと思えます。僕は、入学も入学後の助成に限定すべきと、これ意見かと思えます。

高等教育まで要する費用を是非、この新十津川では助成するという観点から、せめてコロナの特例措置6万円ですね、コロナ禍が終わって令和5年の3月までのやつを、せめて枠を広げて、平均受給の6万6千円、約7万、これくらいまで、是非、拡充して欲しいと、こんな気持ちでいっぱいなんですけれども、いかかですか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます

教育長。

○教育長（久保田純史君） 2番議員の再質問にお答えします。

現在の状況のいわゆるコロナの対策で現状6万円の貸付を更に6万6千円とか増額してはどうかというご質問でありましたけれども、このコロナの学生や保護者が大変だということで2万円増額の条例改正の時も説明させていただきましたが、償還が大変になりますので、そういうのも十分検討した中で現行の4万円から2万円に増額しておりまして、本町におきましては、奨学金につきましては、今まで同様、借りたものは返していただくという考え方をしておりますので、そのようなことを考えますと増額というのは現在のところは考えていないということを申し上げ、2番議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問ございますか。

はい、再々質問を許します。

○2番（村井利行君） これ初見なんですけれども、2020年の日本人の給与所得ですか、平均433万なんですね。北海道はと申しますと429万ですから、ほぼ全国並みです。そしてまた、過去20年間ちょっと古いんですけども、1996年から2015年まで現金給付総額といい

ますか、これはマイナス0.6なんですね。2016から2021までは、ちょっと資料がなくて調べられなかったのですが、単年度で見えてきますとねプラマイ1、2パーセント前後上がったり下がったり。要は給料はほとんど上がっていないんですよ、ここ何十年間。それを言いたかったんですけども。

これは給与所得者ですから、特にサラリーマンですけども、別の業種の方もですね、決してそんなに農業関係についても会社経営にしても、そんなに給料ベースで上がっているような雰囲気じゃないと思うのですよね。

それにまた鞭打って、今年は電気、ガス、石油、更に食料品も値上げしてますよね。この先二月間で約3,000品目の値上げが予想されてます。トータルしますと1万品目にもおよぶ値上げがあると報道では出ておりました。これだけ家計は結構大変なんですよ。

今、教育長、返還とおっしゃいましたけれども、お父さん、お母さんも大変で、せめてですね、奨学金といったら十何年、十四、五年かな、返済ね。結構緩やかに返していけるんですね。年平均受給がさっき言ったように約7万近い金額を平均で借りているわけですから、何とか新十津川の方々もね、長期スパンの十四、五年で返すのであれば、決して7万でも返せると思うんですね。

今、苦しい親御さんに対してちょっと先送りと言いますかね、子どもに借金を残すのはまずいかもしれませんが、何とかここをつないでいけば、そのうち明るい兆しも見えるんじゃないかと、そんな気持ちで、まず全国平均の7万ぐらいまで町の予算を上げてもらって、是非、奨学金給付制度の再設計を再度お願いして質問を終わりたいと思います。

もし、答弁あればお願いします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 2番議員の再々質問にお答えいたします。

奨学金の返済期間を延長してはどうかというご質問かと思いますが、これにつきまして、奨学金の返済期間、現在の奨学金の返済期間、大学、高専でしたら10年以内という形の償還期間を定めておりますが、その学生が将来10年経過したときに仮に22歳でしたら、30過ぎた時にですね、また今度、就職されて、あるいは家庭を持ったりして、今度また逆な形の生活の中で住宅を購入したり、そういういろいろまた別な資金のライフスタイルが必要かと思しますので、一概に奨学金の貸付期間を延長することがいいのかっていうのは、ちょっとどうかと思しますので、延長につきましても償還ができる適正な期間ということで、本町では、現在、奨学金の償還期間を定めておりますことを申し上げ、2番議員の再々質問への答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですね。

それでは、これもちまして一般質問を終了いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日9日は、議案調査のため休会となっております。

10日は、午前10時から本会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会といたします。



大変、ご苦労さまでした。

(午後 7 時24分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

## 令和4年第2回新十津川町議会定例会

令和4年6月10日（金曜日）

午前10時開会

### ◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 例月現金出納検査結果報告
- 第3 経済文教常任委員会審査報告  
(委員会報告第2号) 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める要望
- 第4 陳情第1号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める要望  
(質疑、討論及び採決)
- 第5 議案第31号 新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について  
(質疑、討論及び採決)
- 第6 議案第32号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について  
(質疑、討論及び採決)
- 第7 議案第33号 新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(質疑、討論及び採決)
- 第8 議案第34号 新十津川町税条例等の一部改正について  
(質疑、討論及び採決)
- 第9 議案第35号 令和4年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）  
(質疑、討論及び採決)
- 第10 議案第36号 令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
(質疑、討論及び採決)
- 第11 議案第39号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について  
(質疑、討論及び採決)
- 第12 議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について  
(質疑、討論及び採決)
- 第13 議案第41号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について  
(質疑、討論及び採決)
- 第14 議案第37号 工事請負契約の締結について  
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第15 議案第38号 工事請負契約の締結について  
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第16 議案第42号 新十津川町公平委員会委員の選任について  
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)

第17 発議第3号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書

(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)

第18 議員の派遣について

第19 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員 (10名)

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

◎欠席議員 (なし)

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪田謙治君
--------	-------

---

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、7番、西内陽美君。8番、長谷川秀樹君。両名を指名いたします。

---

◎例月現金出納検査結果報告

○議長（笹木正文君） 日程第2、例月現金出納検査結果報告を行います。

例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。以上で、報告を終わり、報告済みといたします。

---

◎経済文教常任委員会審査報告

○議長（笹木正文君） 日程第3、経済文教常任委員会審査報告を行います。

6月8日の定例本会議におきまして、経済文教常任委員会に付託しております陳情第1号の審査結果の報告を求めます。

鈴木経済文教常任委員長。

〔経済文教常任委員長 鈴木康裕君登壇〕

○経済文教常任委員長（鈴木康裕君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しがありませんので、ただ今から経済文教常任委員会の審査結果報告をしたいと思います。

今回の議案は、陳情第1号ということで、件名、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める要望でございました。

常任委員会で検討いたしました結果、採択すべきものと審査をいたしましたので、規定により報告をいたしたいと思います。以上です。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

◎陳情第1号の討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、陳情第1号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める要望を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める要望は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ただいま採択することに決定した陳情第1号につきまして、意見書を審議する必要がございます。

議案配付のため、暫時休憩をいたします。

(午前10時04分)

〔議案の配付〕

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午前10時05分)

○議長（笹木正文君） ここで、議会事務局長から日程の変更を申し上げます。

議会事務局長。

○議会事務局長（窪田謙治君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。

皆さまにお配りしております議事日程表をご覧ください。

日程第18の閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第19とし、日程第17の議員の派遣についてを日程第18とします。日程第16の次に日程第17として、発議第3号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書を追加いたします。

以上の件につきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。

---

○議長（笹木正文君） 日程第5に入る前に、議案第31号から議案第36号まで及び議案第39号から議案第41号までの案件につきましては、6月8日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。よって、ただちに質疑に入りますので、よろしくお願いいたします。

---

◎議案第31号の質疑

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第31号、新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第32号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第32号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第33号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第33号、新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑ございませんか。

4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 改善センター、ゆめりあも含むかと思えますけれども、とりあえず今回改善センターの使用に関する申し込み、使用料を払い込んで、その使用料のキャンセルが3日前までに申し込みがあればということですが、まず聞きたいのは、土日とか祝日を挟んだ場合は考慮されるのか。というのと、申し込んだ時に一部のちょっと事務手続で仮押さえというようなことを言って配慮してくれて、だいぶ前に申し込んで、1か月ぐらい前にちゃんと書類書いてくださいよと、そういう場合もあって、その時に使用料払うのが正当だったのか、後払いという場合もちょっと聞いたこともあるんですが、その辺のきちんとした手順をもう一度説明していただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの4番議員のご質問にお答えをいたします。

まず、質問の1点目でございますが、キャンセルをした場合の3日前という計算について、土日を考慮するのかというご質問かと思えますけれども、そこは3日前、3日間ということですね、土日についても含めるということになってございます。

もう二つ目の質問でございますが、仮予約ということで申し込んでいた場合の料金の部分についてということだと思えますけれども、あくまでも正式な使用申請をして、使用日までに料金を納めていただくという、前払いということになっておりますので、回答をいたします。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 4番議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） この料金表のことなんですが、一番右の枠、左記以外1時間当たりと書いて、その隣の左の方が9時から午後9時まで。要するに、10時から翌朝の8時、8時というか9時までの時間帯と思うんですが、これについて、1時間当たり、要するに夜中1時間当たりの料金が、どういう利用の方法を想定してこの単価出したのか分からないのですが、非常に1時間当たりには高いと思うんですが、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの9番議員のご質問に回答をいたします。

改善センターの開館時間につきましては、基本午前9時から午後9時までとなっております。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、これ以外の時間も開館することができるということになっておりますので、午前9時から午後9時以外の利用があった場合に適用となる料金表となりますが、基本、通常の料金の2倍ということで設定をしております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

はい、再質問。



○9番（長名實君） 2倍というのは分かったんですが、なぜ2倍にしたのかその辺の説明をお願いします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） 9番議員のご質問に回答いたします。

そちらにつきましては、令和元年10月消費税率が引き上げられたときの公の施設の公共施設の使用料等の検討をした際に、時間外の部分につきましては、そういった取り扱いをしたということでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 町が設置する施設の使用料の減免のことも加えてお聞きしたいと思いますが、今回、改善センターの設置に関する条例の一部が改正になりましたけれども、町が設置する施設の利用料の減免規定の中に、改善センターがこれまでも含まれております。これは引き続き、減免の対象となる施設ということで認識しているのかどうかと、もう一つは、この基本料に対する、例えば、障害者手帳を持っている方の5割軽減がかかると思いますが、例えば、町内の障害者に関しては、多目的ホールであれば町内者の金額が5割軽減という認識でいいかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの5番議員のご質問にお答えをいたします。

まず、料金の減免となるのかっていうご質問かと思っておりますけれども、そちらにつきましては、そちらの規定の適用となります。

もう一点、障害者割引等の適用がっていう部分につきましては、そちらも減免規定の方での適用となっておりますが、ちょっと今、減免規定を申し訳ございません、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど調べましてご報告させていただきます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですね、後ほどということ。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） それでは、今のは後から出てきた時に回答するというので、ここは一旦、質疑なしということで、この部分の質疑は終わらせていただきます。

それでは、討論もそうなので、それでは保留という形になるんで、日程第8にいきたいと思っておりますので、よろしいですか。

よろしく願いいたします。

---

#### ◎議案第34号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） それでは、日程第8、議案第34号、新十津川町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、新十津川町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第35号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第35号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑はございませんか。

4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 52ページ、9款消防費の中で項目2、滝川地区広域消防事務組合感染症対策負担金として、今まで使い回しだったヘッドセットを1セットずつ本町負担分で買うことにしたということですが、これはコロナ対策だと思うんですが、一般財源として計上されていると。もっと早く気付けば、これコロナ対策、国の予算とかそういうのをうまく利用できたのではないかと思うのですが、その辺はいかかでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただいまの4番議員の質疑にお答えいたします。

本案件につきましては、今ほど質疑にありましたように、地方創生の臨時交付金の対象となりうる事業ではあるかと思えます。消防本部からこの話が出てきたのが、令和4年度の予算編成がもう終わった時期ということでございまして、もっと早い時期であればそういった対応もできたかと思うのですが、令和4年度の予算編成に際しまして、また、先般4月の補正予算の際に、令和3年度から繰越した国の地方創生臨時交付金、本町ではすべて事業充当し終わっておりましたので、今回は一般財源ということで財源充当させていただきました。

なお、今後、事業が進んで行く中で事業の執行残等も見込まれるかと思えます。そういった場合には、優先的にこういった事業に充当していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） ないようですので、質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより議案第35号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第35号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第36号の質疑、討論及び採決

- 議長（笹木正文君） 日程第10、議案第36号、令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより議案第36号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第36号、令和4年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第39号の質疑、討論及び採決

- 議長（笹木正文君） 日程第11、議案第39号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第40号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第41号、北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより議案第41号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第41号、北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第33号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） それでは、先ほどの新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑の回答ということで、教育委員会事務局長お願いいたします。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） 先ほどの5番議員のご質問の件につきまして、回答いたします。

先ほど障害者の減免があるのかっていう部分につきまして、公の施設の使用料等減免条例の方に適用があるっていうお答えをさせていただいたんですけれども、申し訳ありません、改善センターにつきましては、現行の条例の適用施設としてはなってございませんでした。

よって、二つ目の質問については、お答えができないというふうな状況でございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 5番議員よろしいですか。  
ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより議案第33号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第33号、新十津川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第37号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第37号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、新十津川駅跡地整備事業公園整備工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字中央。

4、契約金額、金6,248万円也。

5、契約の相手方、樺戸郡新十津川町字中央39番地38、株式会社遠藤組、代表取締役、那須和人。

なお、裏面に参考資料といたしまして、指名業者名、工事の概要等を記載しておりますので、お目通し願いたいと思います。

なお、履行期限は、令和4年12月12日までとなっております。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第37号について、提案理由及び内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 参考資料の中で2番のうちの（2）のアに地下水ポンプ1箇所とあるのですが、この地下水ポンプについての説明をお願いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） それでは9番議員のご質問にお答えをいたします。

この（2）の給排水施設ということで、地下水ポンプ1箇所というふうにありますけれども、こちらについては、この公園自体が、ほぼ芝生だとかそういった植生に関して管理しなければならないということで、その管理用の散水するための水を供給するということが地下水ポンプを設置するものでございます。以上です。

○議長（笹木正文君） 9番議員よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第15、議案第38号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第38号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、旧JR札沼線線路施設撤去工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字弥生及び花月。

4、契約金額、金6,061万円也。

5、契約の相手方、樺戸郡新十津川町字弥生12番地2、株式会社浅利土建、代表取締役、浅利修。

なお、裏面に参考資料といたしまして、指名業者名、工事の概要等を記載しておりますので、お目通し願いたいと思います。

なお、履行期限は、令和4年10月20日までとなっております。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第38号について、提案理由及び内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

8番、長谷川秀樹君。

○8番（長谷川秀樹君） それでは、お伺いします。撤去施設の中で弥生区間のバラストってありますけれども、このバラストについては、今後の扱いというか、そういった中で単なる廃棄物っていうことになるのか、あるいは再利用可能な資材というか、そういった形なのかその辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） それでは8番議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回、弥生区間でバラスト3,100立方メートルが搬出される予定としておりますけれども、このうちですけれども、土とかが混ざっていない物については売り払う有価物として扱っております。ただ、土が混ざってしまって再利用できない物については、そのまま処分料なしで引き取ってもらう、もしくは、町道の維持管理用の補修砂利として、除雪センターの方に仮置きをして使っていくというようなことでございまして、ほぼほぼ廃棄物としては、本当にダメな物については捨てなきゃなんないんですけれども、それはちょっとまだ内訳としては出来上がっていませんので、工事の仕上がりを見て概数の精査をしまして、そういう処分に充てたいというふうに考えています。以上です。

○議長（笹木正文君） 8番議員よろしいですか。

はい、再質問。

○8番（長谷川秀樹君） 今後、花月地区も同じような形で出てくると思うんですけれども、そういった中で、除雪センター堆積するっていうことで十分可能なのかどうかという、そうであれば代替としてどっか堆積場を用意しているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 8番議員のご質問にお答えをしたいと思います。

花月地区につきましても同様の取り扱いをしていこうというふうに考えております。ただ、どれぐらい再利用できて、売り払いができてっていうその割合については、今回、バラストを撤去するのが初めてなものですから、こちらの状況を一つの参考にしまして、花月地区も同様にしていきたいと思います。

ただ、堆積場としては除雪センターの前もかなり広うございますので、これぐらいの量であれば堆積は可能かなというふうに考えております。

○議長（笹木正文君） 8番議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。



これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第42号上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第16、議案第42号、新十津川町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第42号、新十津川町公平委員会委員の選任について。

新十津川町公平委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

提案理由でございます。

公平委員会委員が令和4年8月22日付けで任期満了となるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央323番地7。

氏名、平幹夫。昭和26年1月20日生まれ、71歳でございます。

平幹夫氏は、平成26年8月に公平委員会委員に選任され、本年8月22日をもって2期目の任期が満了となることから、引き続き公平委員として選任をするものであります。

平氏は、公平委員のほか平成25年12月から令和元年11月まで民生委員児童委員を務められるなど、経験実績ともに十分であり、人望が厚く識見を有しておりますので、公平委員として適任であると考え、引き続き選任することについて、議員各位の同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、新十津川町公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

### ◎発議第3号上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第17、発議第3号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、鈴木康裕君。

〔経済文教常任委員長 鈴木康裕君登壇〕

○経済文教常任委員長（鈴木康裕君） それでは、議長のご指示がございましたので、発議第3号についてご説明申し上げたいと思います。

本日付で、提出者、賛成者については記載のとおりでございます。

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出する。

裏面をご覧ください。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林、間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災、減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実、強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

一つ目として、森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災、減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

二つ目として、森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産、流通体制の強化、建築物の木造、木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成、確保などに必要な支援を充実、強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

令和4年6月10日。

笹木議長名で、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員の派遣について

○議長（笹木正文君） 日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局長より、内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（窪田謙治君） それでは、議員の派遣について説明申し上げます。

はじめに、研修会について3件ご説明いたします。

一つ目は、新十津川町議会議員会主催の議会議員管外視察研修でございます。日程は、7月5日から6日まで、場所は、白老町、派遣議員は、全議員でございます。経費につきましては、概算で33万9千円でございます。

二つ目は、北海道町村議会議長会主催の議員研修会です。日程は、7月6日、場所は、

札幌市、派遣議員は、全議員でございます。経費につきましては、先ほど説明いたしました議会議員管外視察研修経費に含まれております。

三つ目は、空知町村議会議長会主催の議員研修会です。日程は、7月14日、場所は、秩父別町、派遣議員は、全議員でございます。経費につきましては、概算で3万9千円でございます。

続きまして、議員・監査委員母県母村訪問事業でございます。日程は、7月22日から24日まで、場所は、奈良県十津川村及び橿原市、派遣議員は、全議員でございます。経費につきましては、概算で120万4千円でございます。

以上、議員の派遣についての内容説明とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） ただいま議会事務局長より説明のあったとおり派遣することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第129条の規定により、派遣することに決定をいたしました。

---

#### ◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（笹木正文君） 日程第19、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さまのお手元にお配りしてあります、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出が出ておりますので、これを許可したいと思いますと思いますが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和4年第2回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午前10時50分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員